

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る関係者協議会（第16回）資料

各省庁における「これまでの取組成果・達成状況、今後の取組・目標」について（詳細）

事務局（文部科学省／厚生労働省） . . . P.1

厚生労働省 P.4

文部科学省 P.16

経済産業省 P.37

総務省 P.75

国立国会図書館 P.77

第16回視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る関係者協議会資料(関係省庁等)

省庁等		事務局(文部科学省/厚生労働省)		所属	役職・氏名	室長 星川 正樹 室長 前田 忠秋
基本計画		これまでの取組		成果・達成状況	今後の取組・目標	
①	総論(1) 都道府県等への計画策定の働きかけ	【都道府県の計画策定の働きかけ】 ・視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画策定状況調査(令和7年2月1日現在)を実施し概要及び自治体の計画策定状況をHPで公開。【資料:事ー1】 ・公益社団法人日本図書館協会障害者サービス委員会が策定した「地方公共団体において『視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画』を策定するための指針」の周知		令和2年度:計40% 内訳(自治体数):策定済0、作業中10、検討中41 ⇒令和7年度:計72%(前年比3%増) 内訳:策定済71(都道府県42、指定都市9、中核20)、策定中7(都道府県4、指定都市1、中核市2)、策定に向けて検討中15(都道府県1、指定都市7、中核市7)	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画策定状況調査(令和8年2月1日現在)の継続 令和8年度調査で80%(令和2年度調査比40%増)目標	
課題・補足						

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画の策定状況 概要

I 令和7年度視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画の策定状況について

調査対象：都道府県、指定都市、中核市（計129、回答率100%）

調査時点：令和8年2月1日現在

1. 計画の策定について

(1) 策定状況 ※小数第二位以下の四捨五入により、%の計算が合わない箇所あり

回答	都道府県		指定都市		中核市		全体	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
1. 既に策定済み	42	89.4 %	9	45.0 %	20	32.3 %	71	55.0 %
2. 現在策定作業中	4	8.5 %	1	5.0 %	2	3.2 %	7	5.4 %
3. 策定に向けて検討中	1	2.1 %	7	35.0 %	7	11.3 %	15	11.6 %
4. 策定する予定なし（未定も含む）	0	0.0 %	3	15.0 %	33	53.2 %	36	27.9 %
計	47	100 %	20	100 %	62	100 %	129	100 %

(2) 策定期期 ※1(1)で1～3と回答した自治体のみ ※複数の計画を策定している自治体あり

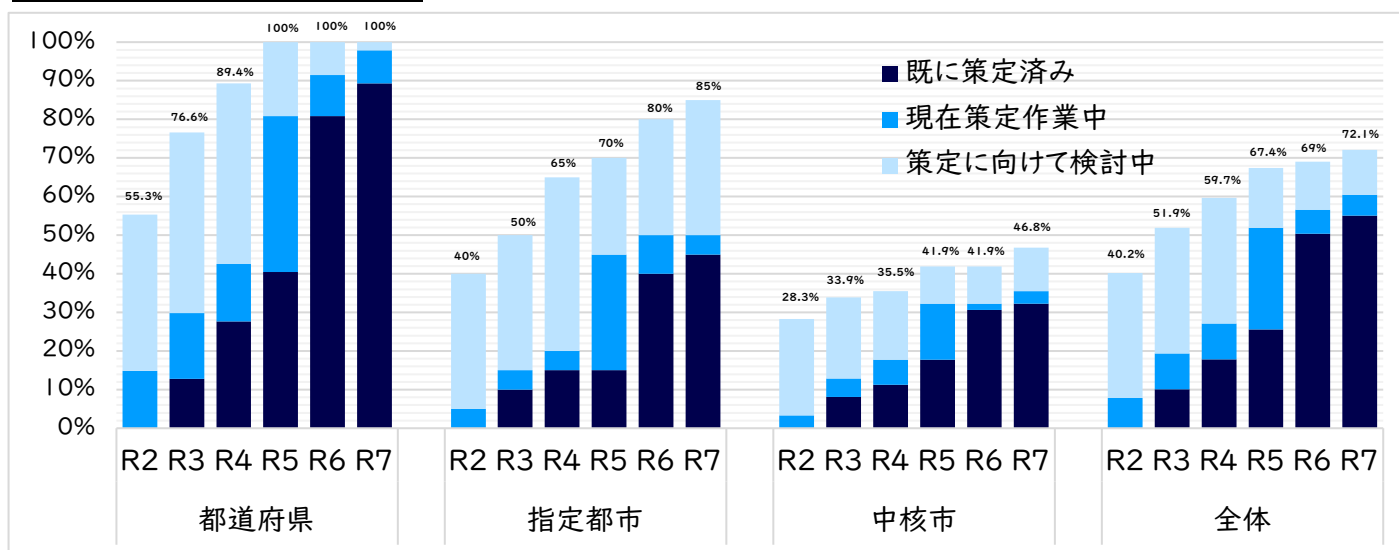
回答	都道府県 (回答数)	指定都市 (回答数)	中核市 (回答数)	全体 (回答数)
1. 令和3年度以前	9	2	6	17
2. 令和4年度	6	1	3	10
3. 令和5年度	21	2	9	32
4. 令和6年度	5	5	2	12
5. 令和7年度	4	1	1	6
6. 令和8年度	2	2	3	7
7. 令和9年度以降	1	3	3	7
8. 未定	0	2	2	4
計	48	18	29	95

(3) 計画の位置づけ ※1(1)で1～3と回答した自治体のみ ※複数の計画を策定している自治体あり

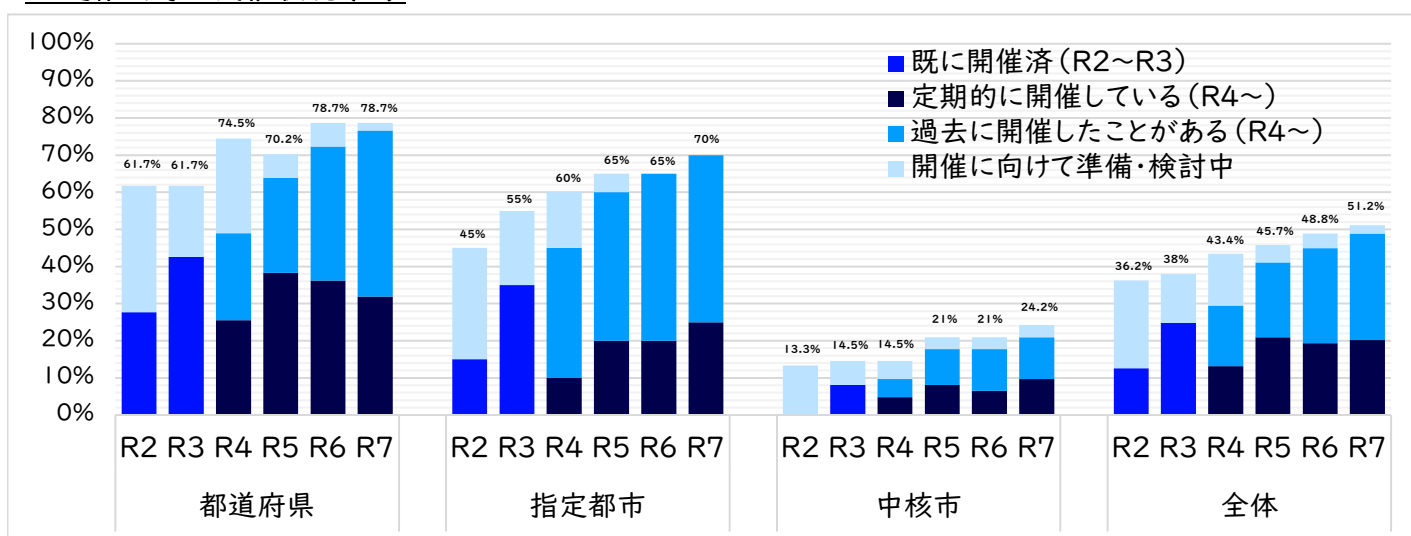
回答	都道府県 (回答数)	指定都市 (回答数)	中核市 (回答数)	全体 (回答数)
1. 単独の計画として策定	14	3	4	21
2. 障害者政策の計画の一部に位置づけ	25	8	16	49
3. その他の計画の一部に位置づけ	8	5	8	21
4. 未定	1	2	1	4
計	48	18	29	95

Ⅱ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画の策定状況の推移について

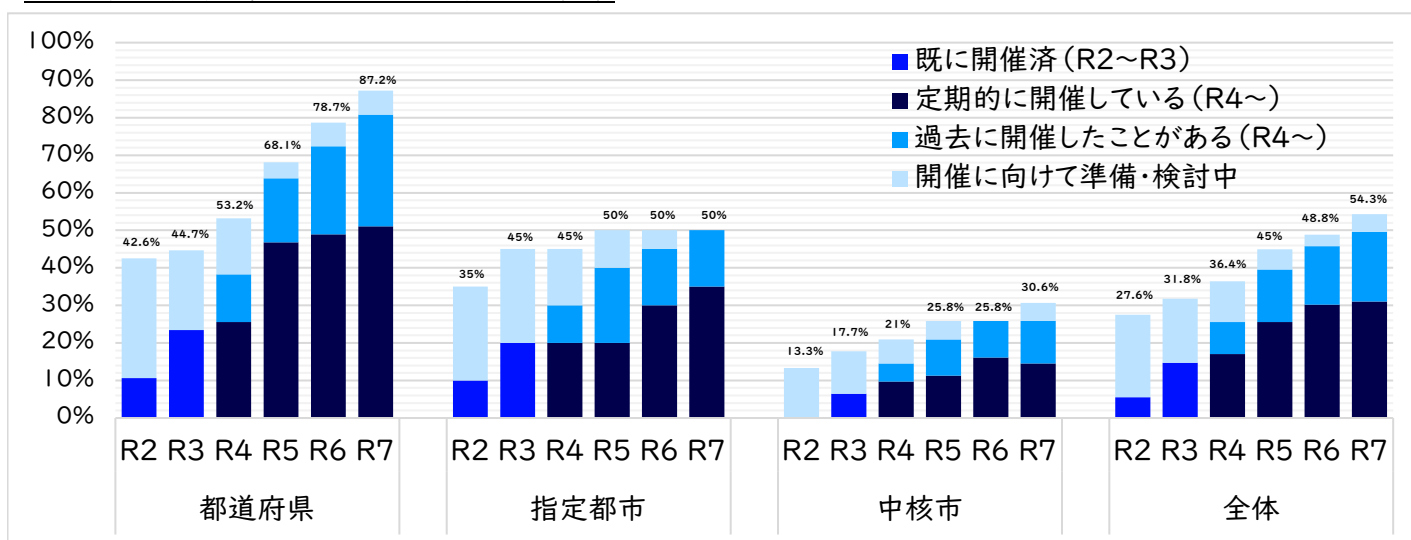
1. 計画の策定状況の推移(%)



2. 連絡会等の開催状況(%)



3. 外部関係者を含めた会議の開催状況(%)



※ 各地方公共団体からの調査回答をもとに、文部科学省総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課 障害者学習支援推進室 及び 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部 企画課 自立支援振興室 において作成

第16回視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る関係者協議会資料(関係省庁等)

省庁等	厚生労働省	所属	社会・援護局障害保健福祉部 企画課自立支援振興室	役職・氏名	室長 前田 忠秋
-----	-------	----	-----------------------------	-------	----------

基本計画		これまでの取組	成果・達成状況	今後の取組・目標	資料番号
①	総論(2) 国民等への周知	文部科学省と協力して、公立図書館や点字図書館等でのようなサービスが行われているのか、またどのような本があるのかを知ってもらうための啓発用リーフレットを作成し、HPでの公開や、自治体を通じて地方公共団体の障害福祉、公立図書館、学校図書館、特別支援教育等の関連部署や域内の行政機関窓口、福祉施設、公立図書館、学校図書館、特別支援学校等を利用する障害児・者及びその家族などに周知した。 また、令和8年3月に開催した障害保健福祉関係主管課長会議にて、自治体に対して、読書バリアフリー法に基づく各種施策についての説明を行い、周知した。【資料:厚-1】	—	引き続き、HPやリーフレット等を通じて、図書館における各種サービス、インターネットを介した図書の利用など、関連施策の紹介について定期的に発信するとともに、関係団体や地方公共団体に対しても積極的な周知を依頼する。 また、令和7年3月に、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画(第二期)が策定されたことを踏まえ、文部科学省と経済産業省と協力して、基本計画の啓発用リーフレットを作成したところであり、関係機関と連携を図りながら、周知に努める。	厚-1
②	総論(2) 国民等への周知	一般の方や、公共図書館の担当者などあらゆる人が閲覧することができる視覚障害の情報サイト「シカクの窓」を令和5年度に開設した。 また、インターネットを介した図書の利用方法の周知として、利用方法を解説した動画の公開と動画をPRするチラシを作成、配布した。【資料:厚-2】 (特定非営利活動法人全国視覚障害者情報提供施設協会)	サビエ図書館の紹介動画PR用チラシ 配布箇所数 令和7年度 ・全国の公共図書館3,306館 ・全国の視覚特別支援学校図書室1,203校 ・全視情協加盟施設・団体95施設	引き続き、視覚障害者等に必要な情報を定期的に発信するとともに、関係団体等に対しても積極的に周知する。	厚-2
③	Ⅲ.1(第9条関係)視覚障害者等による図書館利用に係る体制整備等	【点字図書館における取組の充実】 点字図書館におけるアクセシブルな書籍等の充実や視覚障害者等の円滑な利用を図るため、令和元年度に身体障害者保護費負担金(点字図書館等事務費)における情報化対応特別管理費加算単価を増額した。 また、令和2年度において、各都道府県等に対し、点字図書館における視覚障害以外の障害者の利用促進を図るため、読書環境に関する相談、情報機器の貸出、サビエの利用登録等について視覚障害以外の障害者の支援を可能とするよう依頼するとともに、点字図書館が端末機器等に関する情報の入手支援、ICTの習得支援を行うにあたり、ICTサポートセンターと連携するよう周知した。【資料:厚-3】 更に、令和3年度において、アクセシブルな書籍等の円滑利用のために実施する支援の内容や視覚障害以外の者も含めた利用状況等、点字図書館における提供体制及び点字出版施設や公立図書館等も含めた点訳・音訳図書の製作状況についての実態調査を行った。	令和元年度に情報化対応特別管理費加算単価を増額1施設あたり月額20万円→月額40万円 令和3年度実態調査にて、公共図書館等に対するアンケート調査を実施 (回答数) ・公共図書館 310館 ・視覚特別支援学校の学校図書館 58館 ・点字図書館 81館 特定電子書籍利用環境の充実 令和7年度に、スマートスピーカーを活用して、音声により特定電子書籍を検索、再生を可能とする「スマートスピーカー『サビエ図書館』スキル」を無料公開した。これにより、視覚障害者や読書困難者の図書再生による読書環境の充実を図った。(特定非営利活動法人全国視覚障害者情報提供施設協会)	令和3年度に実施した実態調査の報告書等に基づき、点字図書館における取組を促進する。 特定電子書籍の円滑な利用促進のため、スマートスピーカーのサビエ図書館スキルの広報に努める。(特定非営利活動法人全国視覚障害者情報提供施設協会)	厚-3

基本計画		これまでの取組	成果・達成状況	今後の取組・目標	資料番号
④	Ⅲ.1(第9条関係)(2)円滑な利用のための支援の充実	【各図書館間の連携強化】 各都道府県・指定都市・中核市等に対して、協議会の設置やノウハウの提供など、点字図書館や公共図書館等の連携促進を図る事業について活用するよう好事例も含めて周知した。【資料：厚－4】	「地域における読書バリアフリー体制強化事業」実施自治体 令和2年度：13自治体 →令和7年度：64自治体(対前年度＋13自治体) うち、「点字図書館と公共図書館等の連携強化」に関する取組は8自治体で実施 →令和6年度より、都道府県・指定都市・中核市に加え、その他の市区町村についても実施主体として追加	点字図書館や公共図書館等の連携促進を図る事業について、引き続き好事例等を普及の上、地方公共団体に対する支援を着実に実施し、地方公共団体における読書バリアフリーの取組を推進するための支援を行う。	厚－4
⑤	Ⅲ.2(第10条関係)インターネットを利用したサービスの提供体制の強化	【サビエ図書館への支援強化】 サビエ図書館の安定的な運営・利用者の増加に資するよう、令和3年度予算における国庫補助事業において広報活動強化等に係る経費の拡充を行った。【資料：厚－2、厚－5】	サビエの利用状況 (令和元年度末) (令和7年度末) ・総目録数：752,137件 → 860,114件(前年度＋19,002件) ・個人会員：17,832人 → 22,352人(前年度＋780人) ・団体会員：393団体 → 497団体(前年度＋7団体)	引き続き、サビエ図書館の運営団体と定期的に協議を実施しつつ、サビエ図書館に対する支援を実施し、利用希望者の着実な利用に繋げる。	厚－2 厚－5
⑥	Ⅲ.2(第10条関係)インターネットを利用したサービスの提供体制の強化	【サビエ図書館のサービスの周知等】 公共図書館や、特別支援学校図書館等の担当者に対してサビエの利用方法や申込み方法等を周知・教示する研修会を実施し、地域の図書館等のサビエの理解と活用を促進する。(特定非営利活動法人全国視覚障害者情報提供施設協会)	公共図書館等に対するサビエ研修会の開催(令和7年度) ・公共図書館に対するサビエの説明・実演研修会の開催 3か所(東京都、新潟県、愛媛県)参加者合計359名 ・サビエ研修会(公共図書館向け公開講座ほか)の開催 46都道府県、151施設・団体、356名	引き続き、サビエ図書館の運営団体と定期的に協議を実施しつつ、サビエ図書館に対する支援を実施し、利用希望者の着実な利用に繋げる。※再掲	
⑦	Ⅲ.3(第11条関係)(1)製作基準の作成等の質の向上のための取組への支援	【サビエ図書館への支援強化】 点訳・音訳等の製作手順書の周知等による音訳者・点訳者等の質の向上のための取組を実施。(特定非営利活動法人全国視覚障害者情報提供施設協会) また、点訳・音訳の実施方法の統一・質の向上に資するよう、令和3年度予算における国庫補助事業においてサビエ図書館の運営団体による点訳奉仕員及び音訳奉仕員向け研修やマニュアルの作成等に係る経費の拡充を行った。	令和7年度 点訳・音訳等の製作手順書の周知等を通じて、音訳者・点訳者等の技術の向上及び製作工程の効率化のための取組を実施。 ・サビエ研修会、全視情協大会分科会で職員向けの研修会を実施 ・点字図書館の点字担当者向けのメールマガジン「点字情報便」の発行(2回) ・点訳ナビゲーター(点訳者向けサイト)の運営 ・サビエの図書製作支援システムサーバOSアップデート(令和8年3月)	引き続き、サビエ図書館の運営団体と定期的に協議を実施しつつ、サビエ図書館に対する支援を実施し、利用希望者の着実な利用に繋げる。※再掲	
⑧	Ⅲ.3(第11条関係)特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援	【実証調査の実施に向けた準備】 令和6年度に、特定書籍等の効率的な製作の促進を目指し、「特定書籍等の製作に係るデータ提供のあり方についての検討ワーキンググループ」を設置した。 また、令和7年度に、「特定書籍等の製作に係るデータ提供に関する実証調査」を実施した。【厚－6】	令和7年度実績 ・「特定書籍等の製作に係るデータ提供のあり方についての検討ワーキンググループ」を開催 ・点字図書館5館が参加する「特定書籍等の製作に係るデータ提供に関する実証調査」を実施	令和8年度は、データ提供にかかる点字図書館等向けのマニュアル作成等を行うための実証調査を引き続き実施。	厚－6

基本計画		これまでの取組	成果・達成状況	今後の取組・目標	資料番号
⑨	Ⅲ.3(第11条関係)(1)製作基準の作成等の質の向上のための取組への支援	【点字図書館・公立図書館等の連携強化】 各都道府県・指定都市・中核市等に対して、協議会の設置やノウハウの提供など、点字図書館や公共図書館等の連携促進を図る事業について、活用するよう好事例も含めて周知した。※再掲 【資料：厚－4】	「地域における読書バリアフリー体制強化事業」実施自治体 令和2年度：13自治体 →令和7年度：64自治体(対前年度＋13自治体)※再掲 うち、「点字図書館と公共図書館等の連携強化」に関する取組は8自治体で実施※再掲 →令和6年度より、都道府県・指定都市・中核市に加え、その他の市区町村についても実施主体として追加 ※再掲	点字図書館や公共図書館等の連携促進を図る事業について、引き続き好事例等を普及の上、地方公共団体に対する支援を着実に実施する。※再掲 令和11年度までに「地域における読書バリアフリー体制強化事業」を全自治体で実施※再掲	厚－4
⑩	Ⅲ.5(第13条関係)外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備	【マラケシュ条約に基づく視覚障害者等用データの国際交換サービスの実施】 マラケシュ条約に基づく視覚障害者等用データの国際交換サービスを実施(特定非営利活動法人全国視覚障害者情報提供施設協会)。	海外に提供するサビエの音声デジタイズ図書について、ABC(ABC Global Book Service)のオンラインカタログへの目録登録作業を実施。 ・令和7年度ABCに登録したサビエ目録の件数 目録 50,421(総数116,868) (内訳)音声デジタイズ 47,324(総数101,992) テキストデジタイズ 3,017(総数14,503) マルチメディアデジタイズ 80(総数373)	引き続き、マラケシュ条約に基づく視覚障害者等用データの国際交換サービスを着実に実施する。(特定非営利活動法人全国視覚障害者情報提供施設協会)。	
⑪	Ⅲ.6(第14条・第15条関係)端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、情報通信技術の習得支援	【点字図書館における取組の充実】 令和2年度において、各都道府県等に対して、点字図書館が端末機器等に関する情報の入手支援、ICTの習得支援を行うにあたり、ICTサポートセンターと連携するよう周知した。※再掲 さらに、アクセシブルな書籍等の円滑利用のために実施する支援の内容や視覚障害以外の者も含めた利用状況等、点字図書館における提供体制及び点字出版施設や公立図書館等も含めた点訳・音訳図書の製作状況についての実態調査を行った。※再掲 令和7年度において、テキストデジタイズの普及と点字図書館におけるサービス向上を目的とした「テキストデジタイズ・マルチメディアデジタイズデータ再生機器・ソフトウェアに関する調査」(再生機器・ソフトウェアの販売又は配布を行っている企業・法人を対象としたアンケート調査)を行った。(特定非営利活動法人全国視覚障害者情報提供施設協会)	令和3年度実態調査にて、公共図書館等に対するアンケート調査を実施※再掲 (回答数) ・公共図書館 310館 ・視覚特別支援学校の学校図書館 58館 ・点字図書館 81館 令和7年度に「2025年度版 テキストデジタイズ・マルチメディアデジタイズデータ再生機器・ソフトウェアに関する調査結果報告書」を公表した。(機器・ソフトウェア20種類のアンケート調査と機器・ソフトウェア23種の検証)(特定非営利活動法人全国視覚障害者情報提供施設協会)	令和3年度に実施した実態調査の報告書に基づき、点字図書館における取組を促進する。※再掲	
⑫	Ⅲ.6(第14条・第15条関係)端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、情報通信技術の習得支援	【障害者ICTサポート総合推進事業の着実な実施】 令和2年度において、各都道府県等に対して、障害者ICTサポートセンターの設置及び支援対象とする障害種別の拡大、市町村等と連携した出張教室や相談会等の開催、アウトリーチ支援、相談・貸出体制の強化について実施するよう周知した。 また、令和4年度より、各自治体が設置するICTサポートセンターの活動を支援する「ICTサポートセンター連携事務局」を設置し、ICTサポートセンターにおける取組の好事例の横展開、情報の共有機会の提供等により、地域における障害者のICT機器利用に関する相談体制等の充実を図る事業を実施。【資料：厚－7、厚－8】	ICTサポートセンター設置都道府県 令和元年度：23都道府県 →令和8年度：45都道府県(対前年度＋3自治体) 令和7年度は、ICTサポートセンター連携事務局において、 ・各自治体のセンター担当者間の情報共有、好事例の周知等を目的としたICT利用支援会議を開催、 ・ICTサポートセンター所在地や運営の手引きなど、ICTサポートセンター関係の情報を集約した「障害者ICT サポートセンターポータルサイト」を作成、都道府県・指定都市・中核市への周知等の取組を実施した。	引き続き、全国のICTサポートセンターの対応力向上と平準化を図る支援を行うとともに、全都道府県での設置に向け、センター未設置自治体への働きかけなどの取組を行う。	厚－7 厚－8

基本計画		これまでの取組	成果・達成状況	今後の取組・目標	資料番号
⑬	Ⅲ.6(第14条・第15条関係)端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、情報通信技術の習得支援	【日常生活用具等給付事業の推進】 地方公共団体による、アクセシブルな電子書籍等を利用するための点字ディスプレイ、デジタライザー等の端末機器等の適切な給付が実施されるようにするため、通知・全国会議を通じて、法や基本計画の理念、障害者のニーズや地域の特性等を踏まえた日常生活用具給付等事業の実施を促した。 また、令和5年度に地方公共団体に対して、読書バリアフリー法を踏まえた日常生活用具給付等事業の見直し状況について、実態調査を実施し、調査結果を全国会議において、周知した。	-	引き続き、通知・全国会議等を通じて、法や基本計画の理念、障害者のニーズや地域の特性等を踏まえた日常生活用具給付等事業の実施を促す。	
⑭	Ⅲ.8(第17条関係)(2)点訳者・音訳者、アクセシブルな電子データ製作者等の人材の養成	【点字図書館等における取組の充実】 点字図書館等における製作人材等の育成の充実を図るため、図書等の点字・音声・テキストデータ化ができる人材養成を行う事業を実施した。【資料：厚－4】	「地域における読書バリアフリー体制強化事業」実施自治体 令和2年度：13自治体 →令和7年度：64自治体(対前年度＋13自治体)※再掲 うち、「地域における図書等の展示・音声・テキストデータ化が出来る人材養成の強化」に関する取組は32自治体で実施 →令和6年度より、都道府県・指定都市・中核市に加え、その他の市区町村についても実施主体として追加 ※再掲	点字図書館や公共図書館等の連携促進を図る事業について、引き続き好事例等を普及の上、地方公共団体に対する支援を着実に実施し、地方公共団体における読書バリアフリーの取組を推進するための支援を行う。※再掲	厚－4
⑮	Ⅲ.8(第17条関係)(2)点訳者・音訳者、アクセシブルな電子データ製作者等の人材の養成	【各図書館等との連携強化】 各都道府県・指定都市・中核市等に対して、協議会の設置やノウハウの提供など、点字図書館や公共図書館等の連携促進を図る事業について、活用するよう好事例も含めて周知した。【資料：厚－4】※再掲	「地域における読書バリアフリー体制強化事業」実施自治体 令和2年度：13自治体 →令和7年度：64自治体(対前年度＋13自治体)※再掲 うち、「点字図書館と公共図書館等の連携強化」に関する取組は8自治体で実施 ※再掲 →令和6年度より、都道府県・指定都市・中核市に加え、その他の市区町村についても実施主体として追加 ※再掲	点字図書館や公共図書館等の連携促進を図る事業について、引き続き好事例等を普及の上、地方公共団体に対する支援を着実に実施し、地方公共団体における読書バリアフリーの取組を推進するための支援を行う。※再掲	厚－4
⑯	Ⅲ.8(第17条関係)(2)点訳者・音訳者、アクセシブルな電子データ製作者等の人材の養成	【製作人材育成の調査】 アクセシブルな書籍等の円滑利用のために実施する支援の内容や視覚障害以外の者も含めた利用状況等、点字図書館における提供体制及び点字出版施設や公立図書館等も含めた点訳・音訳図書の製作状況についての実態調査を行った。※再掲	令和3年度実態調査にて、公共図書館等に対するアンケート調査を実施※再掲 (回答数) ・公共図書館 310館 ・視覚特別支援学校の学校図書館 58館 ・点字図書館 81館	令和3年度に実施した実態調査の報告書に基づき、点字図書館における取組を促進する。※再掲	
課題・補足					

誰もが読書を楽しめる 社会を目指して

— 読書のカタチを選べる「読書バリアフリー法」 —



文章の理解が
苦手な方

目が見えない方
見えにくい方

本を持つことの
出来ない方

わがはいは
ネコである

**「サピエ図書館」で
読書を楽しみましょう!**

本や雑誌が
音声で聴ける

見やすい画面と
音声で読める

点字で読める

**サピエ図書館は、読書が困難な方のための
国内最大級のインターネット図書館です。**

～紹介動画をインターネットで公開中～
「サピエ図書館で読書の喜びを！」
<https://www.naiiv.net/>

取組内容

特定非営利活動法人全国視覚障害者情報提供施設協会では、令和7年度、サピエ図書館に登録された音声デジ図書をAmazonのスマートスピーカーで利用できる「サピエ図書館」スキルを無料公開した。

これにより、視覚障害者等の読書困難者は、パソコンやスマートフォン等による入力操作を行うことなく、会話をするように音声で指示することで図書検索・再生ができる。利用には、サピエのユーザー登録が必要。

ポイント（メリット）

- ・ 初期設定後はスマートスピーカー単体（要Wi-Fi）で、話しかけるだけでサピエ図書館を利用できる。
- ・ 従来の機器の購入や、操作が難しいと感じていた方々にとっての新たな選択肢となりうる。

アレクサ、
サピエ図書館！

サピエへようこそ！

銀河鉄道の夜！

『宮沢賢治著 銀河鉄道
の夜・・・』



地域における読書バリアフリー体制強化事業の取組事例（鳥取県）

点字図書館と公共図書館が共催で定期的な「聞く読書の体験会」を実施（点字図書館と公共図書館の連携）

取組内容

- ・活字による読書が困難な高齢者・視覚障がい者等が、音声デジターやマルチメディアデジターを利用して読書を楽しめる取組、また一般市民への読書バリアフリーの周知啓発活動として、境港市民図書館と鳥取県ライトハウス点字図書館が共催で県内初の定期的な「聞く読書の体験会」を実施した。

【対象】境港市民、近隣市町村民

【実施回数】年間12回（月1回、第3木曜日、14:00～16:30）

【場所】境港市民交流センター1階エントラスホール（境港市民図書館入口前）



ポイント（工夫した点など）

- ・鳥取県ライトハウス点字図書館が毎月チラシを作成。境港市民図書館がチラシの配布とともに、定期的に境港市報に体験会情報を掲載。
- ・体験会では鳥取県ライトハウス点字図書館が来訪者へ説明を行い、読書バリアフリーについてさらに知りたい人には、境港市民図書館司書が図書館にある大活字本やL Lブック、拡大読書器等についてご案内、説明する。



事業により得られた成果

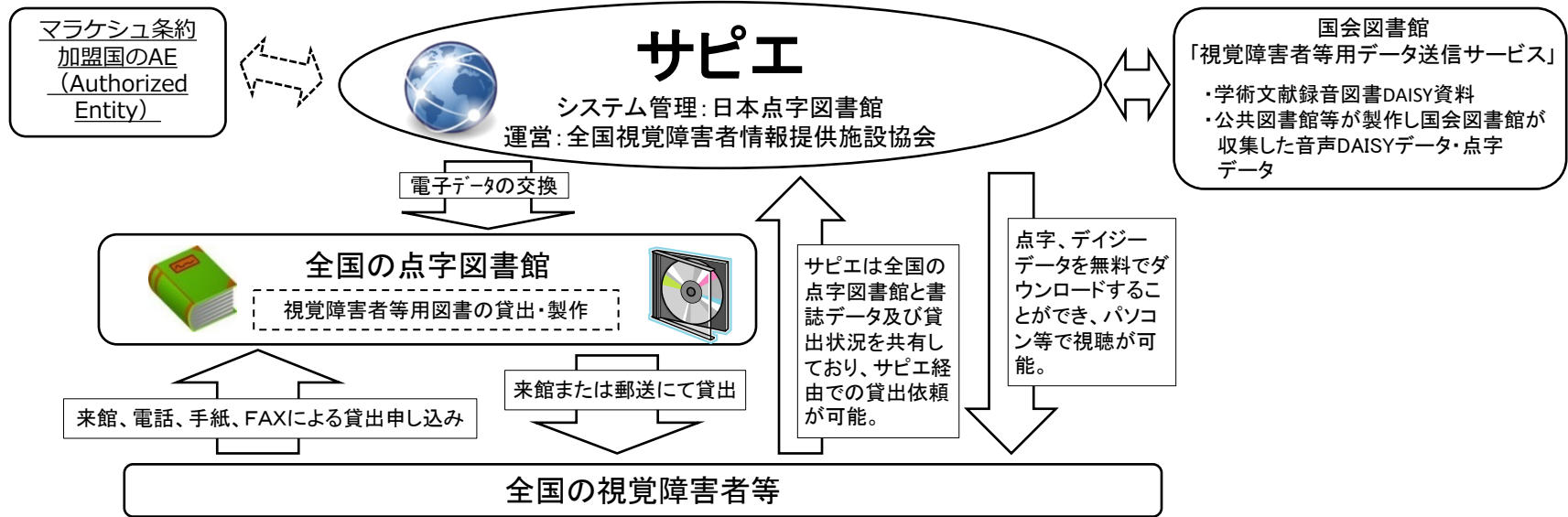
- ・「聞く読書の体験会」体験者累計：80名、サピエ図書館の利用者：4名増（令和8年1月現在）
- ・近隣の公共図書館の読書バリアフリー担当司書だけでなく、高齢者施設職員や放課後等デイサービスや学童保育の関係者、視覚障がい者に関わるヘルパーや出版社関係者（視覚障がい者のための音声録音専門職）も視察に来訪。
- ・境港市の民生委員等支援者の中でも話題に上がっており、一般市民からも「一度来てみたかった」という声があり、多方面から注目されている。



視覚障害者等情報総合ネットワーク「サピエ」の運営支援

- 「サピエ」は、視覚障害者等（視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）に対して点字、デージーデータ（音声、テキストを利用したデータ）の情報を提供するITネットワークであり、日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営を行っている。
- 国は事業に要する経費の一部を助成している。（令和8年度予算額：1.3億円）

視覚障害者等情報総合ネットワーク「サピエ」と点字図書館等の関係図



- ・「サピエ」は、インターネットを通して、全国の視覚障害者等、ボランティア、情報提供施設・団体をつなぐ「知識」(Sapientia サピエンティア = ラテン語)の広場。
- ・全国の会員施設・団体が製作または所蔵する資料の目録ならびに点字・音声図書出版目録からなる、点字図書や録音図書の全国最大の書誌データベース(約82万件)として広く活用されている。
- ・26万タイトルの点字データを保有し、12万タイトルの音声デージーデータのダウンロードやストリーミングが可能であり、個人会員(約2万人)は、点字・デージーデータを全国どこからでも、あるいは海外にいてもダウンロードが可能で、読みたい本を自由に選べ、直接入手でき、視覚障害者等の読書の自由が広がっている。

令和8年度予算額 16百万円 (16百万円) ※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)において、点字図書等の視覚障害者等が利用しやすい書籍(以下「特定書籍等」)の効率的な製作を促進するため、国において環境整備等を講ずることとされている。

しかしながら、現状、特定書籍等の製作に当たっては、読書困難者(視覚障害者等)からの依頼等を踏まえ、特定書籍等の製作者が出版者に対して電子データの提供依頼を行うところであるが「提供までに時間を要する」「ファイル形式が統一されていない」「使途が必要以上に制限されている」といったケースが散見されるなど、電子データの提供において課題が生じている。

こういった状況を踏まえ、電子データの提供依頼から実際の提供までの過程における課題解決に向けて、特定書籍等の効率的な製作フロー等の整理を目的としたモデル事業を実施することにより、特定書籍等の製作者への円滑な電子データの提供促進を図るものである。

令和7年度は、点字図書館5館で実施し、令和8年度は10館を予定。

※文部科学省(公共図書館・学校図書館)及び経済産業省(ABSC)においても並行して事業を実施。厚生労働省は、特定書籍等製作者のうち、点字図書館に関する部分を担当

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

○事業の概要

- (1) ①特定書籍等製作者(点字図書館)において、特定書籍等を製作する書籍を選定し、当該書籍の電子データの提供を点字図書館の代表窓口である全国視覚障害者情報提供施設協会(全視情協)を通じて、出版者の代表窓口であるABSC(アクセシブル・ブックス・サポートセンター)に依頼。
- ②ABSCは、出版者から電子データを取り寄せ、全視情協を通じて、点字図書館に電子データを提供(または提供不可を回答)。
- ③点字図書館は提供のあった電子データを活用して、特定書籍等を製作し、読書困難者に提供。
- (2) 全視情協は、上記①～③の過程において、電子データの提供依頼を行う書籍の種類や、提供までの期間、提供のあった電子データの形式による特定書籍等の製作期間・コストの変化等を分析するとともに、特定書籍等の効率的な製作フロー等の整理を行う。

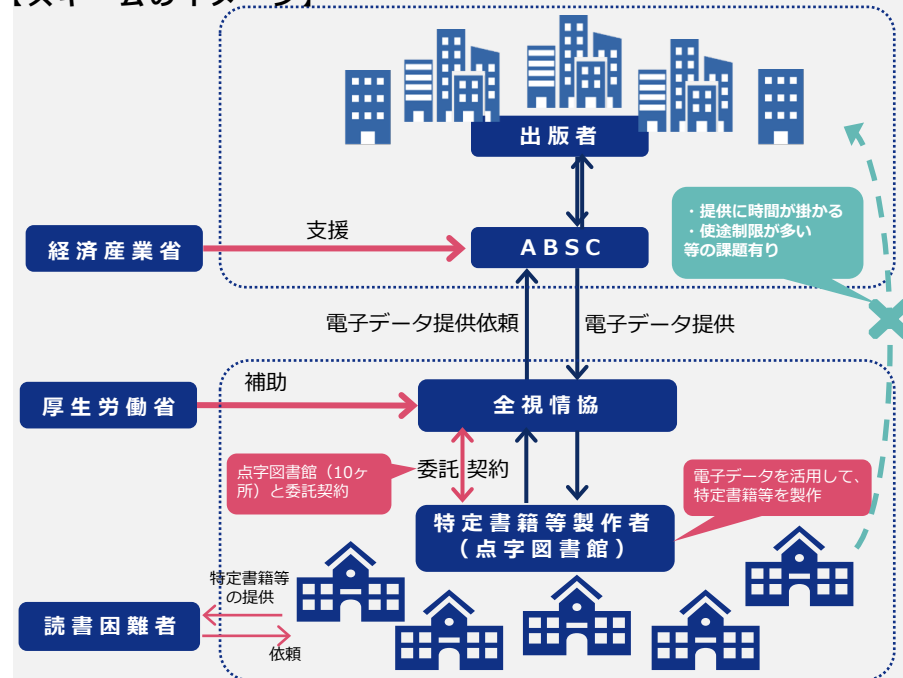
※令和8年度は、点字図書館10カ所で事業を実施し、以下の内容を整理

- ・出版者ごとに形式が異なる電子データを特定書籍等に変換する方法、
- ・変換したデータのチェック方法、
- ・全国実施に向けたマニュアル作成のための課題等

○実施主体：特定非営利活動法人 全国視覚障害者情報提供施設協会

○補助率：定額(10/10相当)

【スキームのイメージ】

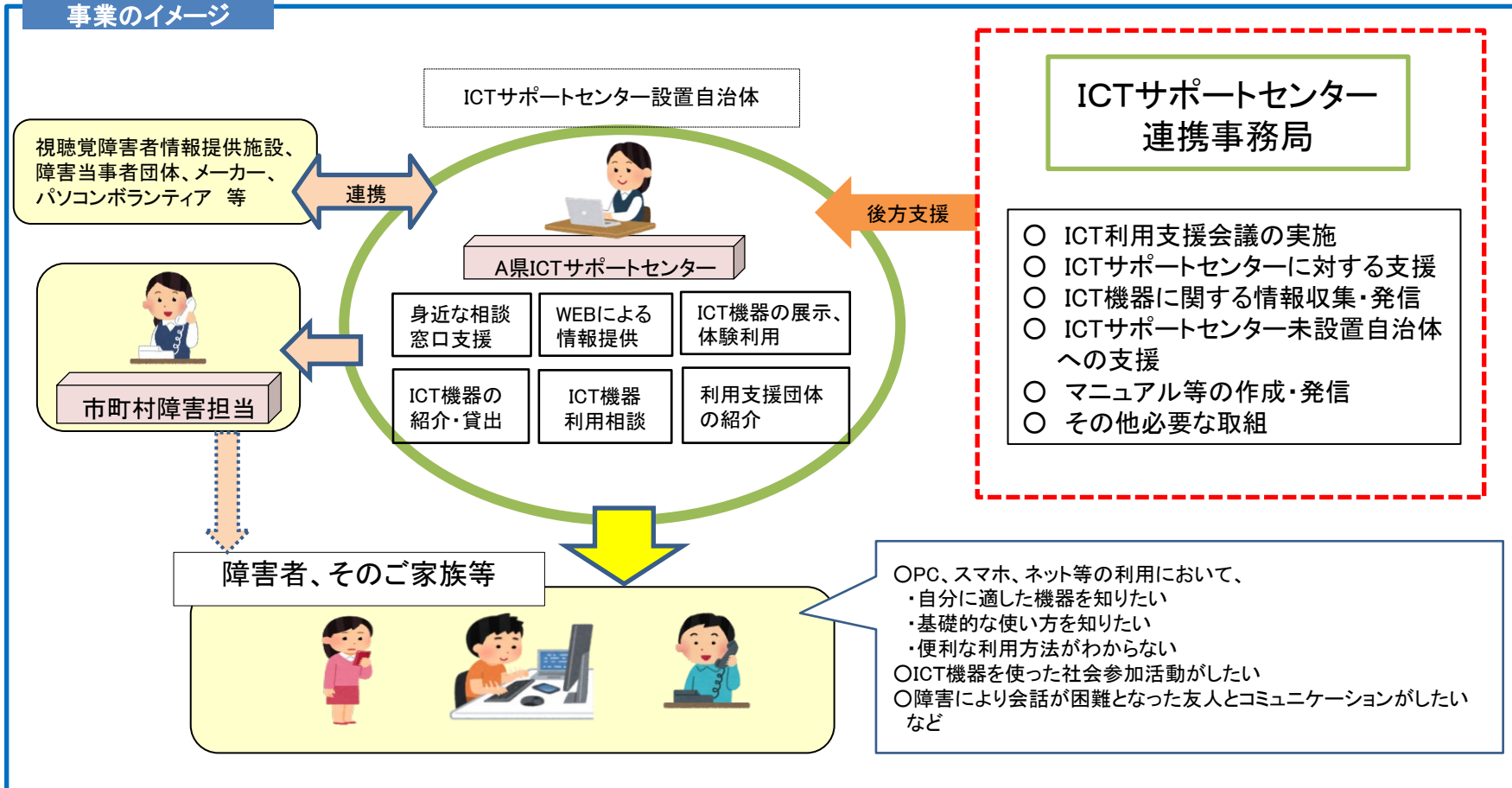


※文科省と厚労省は同じスキーム

障害者等のICT機器利用支援事業

障害者等のICT機器の利用機会の拡大や活用能力の向上を目的として、各自治体が設置するICTサポートセンター（ICT機器の紹介や貸出、利用に係る相談等を行う拠点：地域生活支援事業等）の活動を支援する「ICTサポートセンター連携事務局」を設置し、ICTサポートセンターにおける取組の好事例の横展開、情報の共有機会の提供等により、地域における障害者のICT機器利用に関する相談体制等の充実を図る。（令和4年度創設）

事業のイメージ



障害者ICTサポートセンターポータルサイト:

	都道府県名	R7	R8
1	北海道	○	○
2	青森県	○	○
3	岩手県	○	○
4	宮城県	○	○
5	秋田県	—	○
6	山形県	○	○
7	福島県	○	○
8	茨城県	○	○
9	栃木県	○	○
10	群馬県	○	○
11	埼玉県	○	○
12	千葉県	○	○
13	東京都	○	○
14	神奈川県	○	○
15	新潟県	—	○
16	富山県	—	—
17	石川県	○	○
18	福井県	○	○
19	山梨県	○	○
20	長野県	○	○
21	岐阜県	○	○
22	静岡県	○	○
23	愛知県	○	○
24	三重県	○	○

	都道府県名	R7	R8
25	滋賀県	○	○
26	京都府	○	○
27	大阪府	○	○
28	兵庫県	○	○
29	奈良県	—	—
30	和歌山県	○	○
31	鳥取県	○	○
32	島根県	○	○
33	岡山県	○	○
34	広島県	○	○
35	山口県	○	○
36	徳島県	○	○
37	香川県	○	○
38	愛媛県	○	○
39	高知県	○	○
40	福岡県	○	○
41	佐賀県	○	○
42	長崎県	○	○
43	熊本県	○	○
44	大分県	○	○
45	宮崎県	—	○
46	鹿児島県	○	○
47	沖縄県	○	○
合計		42	45

第16回視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る関係者協議会資料(関係省庁等)

省庁等		文部科学省	所属		役職・氏名		
			男女課障害者学習支援推進室 地域課図書館・学校図書館振興室 地域課社会教育人材研修係			室長補佐 村上 壮一 専門官 稲田 幸昌 課長補佐 毛利 るみこ	
基本計画		これまでの取組		成果・達成状況		今後の取組・目標	資料番号
①	総論(2) 国民等への周知	1. 文部科学省共催イベント「超福祉の学校@SHIBUYA」のシンポジウムにおいて、読書バリアフリーをテーマに取り上げ、一般への普及・啓発活動を行った。また、同イベントで、アクセシブルな書籍(LLブック・布の絵本等)の展示を行った。		1. 令和7年度実績 シンポジウム:「学校図書館とりんごの棚の可能性～子どもたちに新たな世界をひらく読書の可能性(令和7年11月2日)」 https://peopledesign.or.jp/school/symposium/2886/ 「超福祉の学校@SHIBUYA 2025」(令和7年10月31～11月3日開催) ・参加者数: 5,078人(会場参加2,145人／オンライン視聴者数2,933人) ・HP:8.5万人のページビュー(9,469人のユーザーからのアクセス) ・メディア露出媒体数:130(ラジオ:6 新聞:1 公共広告:2 WEB:121)		1. 読書バリアフリーに関する普及啓発シンポジウム等を実施し、一般の理解増進を図る。	—
		2. 文部科学省委託事業において、「りんごプロジェクトによるアクセシブルな読書活動の推進と生涯学習の拡大」に取り組んだ。全国各地でアクセシブルな図書の体験会等を行い、読書バリアフリーの一般への普及・啓発活動を行った。		2. 令和7年度実績 ・体験会、出張授業の開催:32回(特別支援学校12回、小・中・高校5回、図書館7回、イベント会場10回) ・「りんごの棚」の新規設置:120館(都道府県立図書館約5割、市町村立図書館約2割強に設置) ・体験会や出張授業に関わるアンケートの実施 ・パンフレット配布:4000部 (参考)令和2年度～令和6年度で全国約80か所で体験会や研修会を開催。		2. 全国各地でアクセシブルな図書の体験会等を行い、一般の理解増進を図る。	
		3. 「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰にて、読書バリアフリーに取り組む団体を表彰し、事例集を公開した。		3. 令和7年度実績 ・読書バリアフリー関係の表彰件数:9件 (参考)令和2年度～令和6年度の読書バリアフリー関係の表彰件数(合計):45件		3. 全国各地の読書バリアフリー推進に係る取組を表彰し、その取組を全国に広く周知する。	

基本計画		これまでの取組	成果・達成状況	今後の取組・目標	資料番号
②	総論(2) 国民等への周知	1. 障害当事者、視覚障害支援者、司書など図書館関係者、地方公共団体、教員、出版関係者などを対象とした文字・活字文化推進機構によるフォーラム「読書バリアフリーと図書館の役割 ～誰もが読める環境づくり～」を令和3年2月13日に無観客開催し、3月1日よりインターネット配信を開始した。 https://www.mojikatsuji.or.jp/news/2021/03/01/4598/ 2. 令和3年9月5日開催の独立行政法人国立青少年教育振興機構によるオンラインシンポジウム「本と多様な立場の読者をつなぐために」について、都道府県・指定都市の読書バリアフリー担当課にメール通知し周知を図った(令和3年8月31日)。 https://www.mojikatsuji.or.jp/news/2021/09/22/5011/ 3. 障害者やその家族等に公立図書館や点字図書館等でどのようなサービスが行われているのか、またどのような本があるのかを知ってもらうための啓発用リーフレットを作成し、ホームページで公開した(令和3年4月)。 令和3年9月、印刷したリーフレットを都道府県、市町村の図書館所管担当等に配布した。また、令和6年3月にも再度周知を図るため配布した。 4. 障害当事者等へのヒアリングや有識者会議での議論を踏まえ、令和5年3月28日、第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、多様な子供たちの読書機会の確保に向けて積極的な取組を進めていただくよう、都道府県等へ通知し、周知を行った(令和5年3月28日)。	1. 事前申込者454名、再生回数2,265回(令和7年7月10日現在) 2. 再生回数1,690回(令和7年7月10日現在) 3. 配布先1,799箇所 4. 資料 文一参照	・関係機関等で実施する読書バリアフリーに関するフォーラム、シンポジウム等についても、情報を収集し各都道府県・指定都市に通知し、周知を図る。 ・令和7年度に特別支援学校の学校図書館整備について視察を行った。今後、視察を元に特別支援学校の図書整備について分かりやすくまとめた広報物を作成・周知する予定。	文一1
③		【高等専門学校の附属図書館の体制整備等】 ・全51国立高等専門学校において、新・統合図書館システムOPAC端末に、表示画面内容の音読機能を導入。 ・そのほか、朗読CDや朗読CD付き図書、英語多読用電子ブック(PDF拡大可能)、リーディングトラッカーや、ハンドルーペ等の読書補助具及び筆談器の整備を実施。	・全51国立高等専門学校において、新・統合図書館システムOPAC端末に、表示画面内容の音読機能を導入した。 ・視覚障害者等からの問い合わせ等があった場合に備えて対応が取れるよう準備を行っている。	・新・統合図書館システムの操作に関する研修等により、国立高専図書館スタッフのスキルアップを図る。 ・利用者のニーズに応じたアクセシブルな書籍等を充実させる。視覚障害に対応した書籍の選書や視覚障害に関する技術的支援の開発等に関する資料の選書を進める。	-
④	Ⅲ.1(第9条関係)視覚障害者等による図書館利用に係る体制整備等	【大学図書館等における取組】 読書バリアフリー法対応メタデータ共有システムを構築。複数の大学図書館と連携して試験運用を行い、令和4年10月4日より正式運用を開始した。 同取組や読書バリアフリー基本計画第二期、学内の障害学生支援担当部局等の関係部局と連携強化について大学図書館関連団体の会議等にて周知を行った。 令和6年1月15日に国立国会図書館障害者用資料検索(愛称:みなサーチ)正式版の公開に伴い、データ連携を開始した。	読書バリアフリー資料メタデータ共有システムへの参加機関数は100機関、登録済みメタデータ数は1,005件(令和8年3月末時点)となり、1,000件を突破した。	大学図書館関係者等の意見や運用状況を踏まえ、引き続き本メタデータ共有システムの機能改善を図るとともに、利活用における周知・啓発、および愛称等考案を検討し認知度を高め、登録データ数の増加による充実と、視覚障害者等による円滑な利用を促進する。	文一2

基本計画		これまでの取組	成果・達成状況	今後の取組・目標	資料番号
⑤	Ⅲ.1(第9条関係)視覚障害者等による図書館利用に係る体制整備等	【読書バリアフリーコンソーシアム】 1.令和3～6年度、公立図書館、学校図書館、大学図書館、点字図書館等が連携した読書バリアフリーコンソーシアムを組織し、各館の物的・人的資源の共有、図書館を利用する視覚障害者等の増加を目的とした広報の強化等のモデル的な取組を行う地方公共団体、法人を支援した。 2.「読書バリアフリーコンソーシアム」において、点字コーナーの工夫等の好事例を収集し、ホームページで周知した。 【調査】 1.令和2年度～令和7年度までに以下の調査を実施し、図書館や学校図書館におけるアクセシブルな書籍の整備状況等を把握した。 ①「学校図書館の現状に関する調査」(令和2年度、令和7年度) https://www.mext.go.jp/a.menu/shotou/dokusho/link/1360318.htm ②「社会教育調査」(令和3年度、令和6年度) https://www.mext.go.jp/b.menu/toukei/chousa02/shakai/kekka/1268528.htm ③「電子図書館・電子書籍と子供の読書活動推進に関する実態調査」(令和4年度、令和6年度) https://www.mext.go.jp/a.menu/shougai/toshokodomo/index.html 【その他】 1.公共図書館等における国立国会図書館、サビエ図書館との連携の促進を図った。 2.令和2年度、都道府県から推薦のあった、公立図書館における読書バリアフリーに関する取組事例をホームページに掲載するとともに、各都道府県・指定都市図書館担当課に周知し、各地方公共団体の公立図書館・学校図書館における促進方策の参考とした。 https://www.mext.go.jp/a.menu/ikusei/gakusyushien/mext.01461.html	【読書バリアフリーコンソーシアム】 1.令和7年度委託事業の成果(委託先:東京大学、筑波技術大学) https://www.mext.go.jp/a.menu/shougai/toshokodomo/index.html 【調査】 1. ①公共図書館におけるアクセシブルな資料数 令和3年度 3,188,060冊 ⇒ 令和6年度 3,180,188冊 ※録音図書、点字図書等、大活字本の総数 ②学校図書館におけるアクセシブルな資料数 令和2年度 19,154冊 ※点字図書、拡大図書・大活字図書、録音図書(音声デジタイズ含む)、マルチメディアデジタイズ図書の総数 ※令和7年度調査は結果未公表 ③電子書籍サービスの導入状況 (公立学校) 令和2年度 2.0% ⇒ 令和4年度 8.5% ⇒ 令和6年度 14.3% (公立図書館) 令和2年度 9.8% ⇒ 令和4年度 29.4% ⇒ 令和6年度 34.8% ※「すべての公立学校(公立図書館)で電子書籍サービスを導入している」自治体と「一部の公立学校(公立図書館)で電子書籍サービスを導入している」自治体の割合の合計 【その他】 1. 国立国会図書館による視覚障害者等用データサービスの送信承認館登録 令和2年度 153館 ⇒ 令和7年度 437館 サビエ図書館の登録 令和2年度 422館 ⇒ 令和7年度 497館	【読書バリアフリーコンソーシアム】 公立図書館、学校図書館、大学図書館、点字図書館等が連携した読書バリアフリーコンソーシアムを組織し、各館の物的・人的資源の共有、図書館を利用する視覚障害者等の増加を目的とした広報の強化等のモデル的な取組を行う地方公共団体、法人を支援する。 【調査】 公共図書館、学校図書館における点字図書、拡大図書等多様な蔵書の整備状況について図書館関係者に周知を行うとともに、さらなる整備を促す。 【その他】 引き続き、連携促進による、登録館の前年比増を図る。	

基本計画		これまでの取組	成果・達成状況	今後の取組・目標	資料番号
⑤	Ⅲ.1(第9条関係)視覚障害者等による図書館利用に係る体制整備等	3.障害当事者等へのヒアリングや有識者会議での議論を踏まえ、令和5年3月28日、第五次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、多様な子供たちの読書機会の確保に向けて積極的な取組を進めていただくよう、都道府県等へ通知し、周知を行った(令和5年3月28日)。(再掲) 4.第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」を策定し、特別支援学校を含む義務教育諸学校を対象に5か年で995億円、単年で199億円の地方財政措置が講じられ、図書資料の整備・充実を促進した。 また、令和6年3月に同計画の概要資料を配布し、都道府県等へ学校司書の適切な配置について周知を行った。 5.令和6年3月に各教育委員会の学校図書館主事担当者を対象に、読書バリアフリー法の概要や図書館等で利用できる様々な本・サービスに関するリーフレットを配布し、周知を行った。 6.学校図書館に携わる教職員等が連携・協力し、学校図書館運営を組織的に取り組むことなどを示した「学校図書館ガイドライン」を配布し、趣旨の周知を図った(令和7年1月)。 7.令和7年3月に各教育委員会の学校図書館指導主事を対象にした会議(動画配信)を実施し、特別支援学校における学校図書館の活用事例について紹介した。 8.令和7年9月に「特別支援教育の推進に関する関係課長連絡会議」において、特別支援学校の学校図書館における整備・充実について説明を行った。	3.資料 文-1参照【再掲】 4.資料 文-3参照 5.資料 文-4参照 6.資料 文-5参照		文-1【再掲】 文-3 文-4 文-5
⑥	Ⅲ.3(第11条関係)(2)出版者からの製作者に対する電磁的記録等の提供の促進のための環境整備への支援	1. 令和6年度に、特定書籍等の効率的な製作の促進を目指し、「特定書籍等の製作に係るデータ提供のあり方についての検討ワーキンググループ」を設置した。 2. 令和7年度に、「特定書籍等の製作に係るデータ提供に関する実証調査」を実施した。	令和7年度実績 ・「特定書籍等の製作に係るデータ提供のあり方についての検討ワーキンググループ」を開催 ・公立図書館4館、学校図書館1館、大学図書館1館が参加する「特定書籍等の製作に係るデータ提供に関する実証調査」を実施	令和8年度は、データ提供にかかる公立図書館等向けのマニュアル作成等を行うため、公立図書館6館、学校図書館2館、大学図書館2館が参加する実証調査を引き続き実施。	—

基本計画		これまでの取組	成果・達成状況	今後の取組・目標	資料番号
⑦	Ⅲ.8(第17条関係)(1)司書、司書教諭・学校司書、職員等の資質向上	1. 司書、司書教諭・学校司書、職員、ボランティアが障害者サービスの内容を理解し、支援方法を習得するための研修や、読書支援機器(拡大読書器、DAISY再生機など)の使用 방법에習熟するための研修等を行った。 障害当事者でピアサポートができる司書・職員の育成や環境の整備を行った。 製作人材の育成が効果的に実施出来るようにするため、関係団体や各省庁との協議を実施した。 2. 令和2年度に司書や司書教諭等の養成課程を置く大学及び講習を実施する大学その他の教育機関に対し、視覚障害者等に対する図書館サービスの内容を学習できるようにする旨の連絡を行った。 3. 令和4年度、学校図書館等における読書バリアフリーコンソーシアムにおいて、特別支援学校、特別支援学級設置校等の学校図書館における体制や図書・データの共有についてアンケート調査した。 4. 令和5年度、司書や司書教諭等の養成課程を置く大学及び講習を実施する大学その他の教育機関に対し、読書バリアフリー法や基本計画及び第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」に基づく取組について実態調査を行った。	1. 令和7年度委託事業の成果(委託先:文字・活字文化推進機構) https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/tosho/dokusyo/index.html 3. 令和4年度委託事業の成果(委託先:東京大学) https://www.mext.go.jp/content/20230419-mxt_chisui02-000008064_06.pdf 4. ○司書及び司書補講習実施機関(令和5年度) ・障害者サービスの内容について取り扱った機関数 :5機関/5機関中 ・「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」内の読書バリアフリーに関する内容を扱った機関数 :2機関/5機関中 ○学校図書館司書教諭講習実施機関(令和5年度) ・障害者サービスの内容について取り扱った機関数 :26機関/34機関中 ・「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」内の読書バリアフリーに関する内容を扱った機関数 :14機関/26機関中 ※開講する科目や科目数については、講習実施機関が実情に応じて設定しているため、年度によって変動することがある。	1. 司書、司書教諭・学校司書、職員、ボランティアが障害者サービスの内容を理解し、支援方法を習得するための研修や、読書支援機器(拡大読書器、DAISY再生機など)の使用 방법에習熟するための研修等を行う。 4. 令和8年度の司書・司書補講習や司書教諭講習、新任図書館長研修及び図書館地区別研修を実施するにあたり、委託要綱や運用指針等において、基本計画の内容を踏まえた内容を取り入れることを明記する。	文一1【再掲】

基本計画		これまでの取組	成果・達成状況	今後の取組・目標	資料番号
⑦	Ⅲ.8(第17条関係)(1)司書、司書教諭・学校司書、職員等の資質向上	5. 障害当事者等へのヒアリングや有識者会議での議論を踏まえ、令和5年3月28日、第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、多様な子供たちの読書機会の確保に向けて積極的な取組を進めていただくよう、都道府県等へ通知し、周知を行った(令和5年3月28日)。(再掲) 6. 国において実施している図書館職員を対象とした研修についての実態把握を行った。	4.(つづき) ○司書養成課程(令和5年度) ・障害者サービスの内容について取り扱った機関数 :142機関/193機関中 ・「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」内の読書バリアフリーに関する内容を扱った機関数 :46機関/193機関中 5. 資料 文一1参照【再掲】 6. ○新任図書館長研修(令和7年度) ・研修の一部で障害者サービスについて取り扱い、202人が本研修を修了 ○図書館司書専門講座(令和7年度) ・研修の一部で障害者サービスについて取り扱い、57名が本研修を修了 ○図書館地区別研修(令和6年度) ・6機関中6機関で障害者サービスについて取り扱い、計127名が本研修を修了	6.令和8年度の司書・司書補講習や司書教諭講習、新任図書館長研修及び図書館地区別研修を実施するにあたり、委託要綱や運用指針等において、基本計画の内容を踏まえた内容を取り入れることを明記する。【再掲】	
課題・補足					

第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画の概要

趣旨

- 「子どもの読書活動の推進に関する法律」(H13)に基づき、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(計画期間はおおむね5年)を策定
- 子どもの読書活動の推進に関する有識者会議による議論を経て、R5～9年度の子どもの読書活動推進に関する基本方針と具体的方策を明らかにする

第1章 近年における子どもの読書活動に関する状況等

子どもの読書活動に関する取組の現状

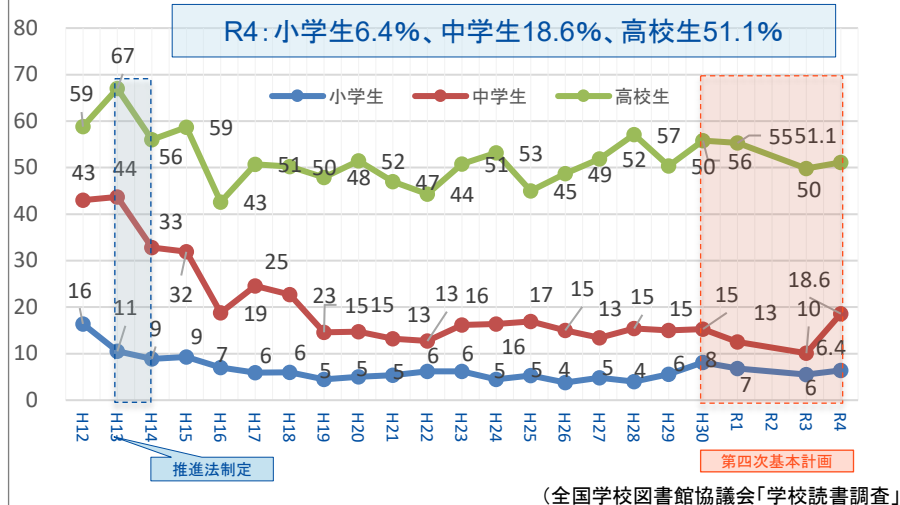
- 増加している点 : 図書館数、図書館でのオンライン閲覧目録の導入率、学校司書を配置する学校等の割合は増加
- 減少している点 : 図書館の児童用図書の貸出冊数、全校一斉の読書活動を行う学校の割合は減少

子どもの読書活動の現状

不読率の現状

目標: R4年度末までに不読率: 小学生2%以下、中学生8%以下、高校生26%以下
※不読率=1か月の間に本を1冊も読まない児童生徒の割合

現状: 不読率の推移(%) いずれの学校段階でも数値目標は達成されていない



新型コロナウイルスの感染拡大

○各学校の臨時休業、図書館の臨時休館等により、図書へのアクセスがしにくい状況が影響を与えた可能性

○小学生から高校生までの子供の不読率は、令和元年度から令和3年度、全国一斉臨時休業等を経て上昇

※令和元年～2年、自宅学習が難しい小学校低学年、中学校、高等学校入学直後の学年に不読率が特に上昇、本を読む時間が減少、漫画や雑誌を読む時間が増加

(令和4年度子供の読書活動の推進に関する有識者会議(第4回)発表資料)

読書量・読解力の現状

○1か月間の平均読書冊数は、いずれの学校段階でも、推進法が制定された平成13年よりも令和4年の方が多い

(小学生6.2冊→13.2冊、中学生2.1冊→4.7冊、高校生1.1冊→1.6冊)
(全国学校図書館協議会「学校読書調査」)

○日本の子どもの読解力の平均得点は、OECD平均より高得点のグループに位置している(加盟国37カ国中11位)

※日本は漫画やフィクションを読む生徒の割合が高い。新聞、フィクション、ノンフィクション、漫画のいずれも、よく読む生徒の読解力の得点が高い

(OECD 生徒の学習到達度調査2018年調査)

第2章 基本的方針

急激に変化する時代において、必要とされる資質・能力を育む上で、読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠であり、全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう、以下の点を考慮し、社会全体で子どもの読書活動を推進する

1 不読率の低減

就学前からの読み聞かせ等の促進、入学時等の学校図書館のオリエンテーション等の充実

不読率が高い状態の続く高校生：探究的な学習活動等での図書館等の活用促進、大人を含めた読書計画の策定等

2 多様な子どもたちの読書機会の確保

障害のある子ども、日本語指導を必要とする子ども等、多様な子どもの可能性を引き出すための読書環境を整備

3 デジタル社会に対応した読書環境の整備

社会のデジタル化、GIGAスクール構想等の進展等を踏まえ、言語能力や情報活用能力を育むとともに、緊急時等を含む多様な状況における図書への継続的なアクセスを可能とするために、図書館及び学校図書館等のDXを進める

4 子どもの視点に立った読書活動の推進

子どもが主体的に読書活動を行えるよう、子どもの意見聴取の機会を確保し、取組に反映させる

第3章 子どもの読書活動の推進体制等

- 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制整備に努める
- 都道府県、市町村は、子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画策定に努める（推進法第9条）
- ※ 地方公共団体の判断により、教育振興基本計画など他の計画との統合や他の地方公共団体との共同策定も可能

市
町
村

市町村推進計画策定率の数値目標（令和4年度末までに、市100%、町村70%以上）を達成（令和3年度：市：93.9%、町村：74.4%）

目標：市：100% 町村：80%以上

都
道
府
県

- 都道府県立図書館を活用した市町村への支援
- 域内市町村への助言、取組・施策の紹介
- 高等学校、私立学校等を所管する立場から、高校生や私立学校に通う子どもに着目した読書活動の推進等の関連施策の実施

国

- ICTを活用した取組、市町村計画策定状況、読書推進にかかる人材の育成、多様な子どもの読書環境の整備等について、調査等を通じ、実態把握・分析
- 地方公共団体・図書館・学校図書館等の運営の参考となる資料等を全国に共有

第4章 子どもの読書活動の推進方策①

子どもの読書活動の推進に当たっては、家庭、地域、学校等が中心となり、社会全体で取り組む必要がある

I 共通事項

1 連携・協力

- 教師(司書教諭を含む)、学校司書、保育士、司書、指導主事、社会教育主事、ボランティア等、関係者の連携・協力
- 地域における学習資源・人的資源の共有
 - ・地域の図書等資料の有効活用、読書バリアフリーコンソーシアムの推進等
 - ・地域学校協働活動の推進(コミュニティ・スクールとの一体的な推進)
 - ・読書活動など体験活動に関するポータルサイトの構築

2 人材育成

- 読書バリアフリー法やICT環境の変化を踏まえ、
 - ・司書等の講習・研修等の見直し
 - ・国が実施する講習のオンライン化の推進

3 普及啓発

- 国等による「子ども読書の日(4/23)」の普及促進(子どもの読書活動推進フォーラム)
- 文部科学大臣表彰等の対象範囲の拡大(幼児教育関係分野)

4 発達段階に応じた取組

- 多様な子どもの状況に応じ、乳幼児期からの切れ目ない支援の促進(乳幼児健診等の機会を通じて絵本を配布する取組等)
- 不読率の状況を勘案し、学校種間の移行段階に着目した取組の促進(入学時等の学校図書館のオリエンテーション等)

5 子どもの読書への関心を高める取組

- 子どもが主体となって実施する活動や協働的な活動の推進(読書会(ビブリオバトル)、子ども司書、図書委員、まわし読み新聞等)
- ICTの活用による既存の取組の更なる参加促進(オンライン読み聞かせ、読書記録アプリ等)
- 全ての子どもの参加しやすさを考慮した取組の促進(手話、多言語対応等)

II 家庭

- 家庭教育支援の一環として位置づけ、家庭での読書活動の習慣化を推進
 - ・家庭教育支援チームの配置促進を図るとともに、その際「ブックスタート」、「家読(うちどく)」等の活動推進

第4章 子どもの読書活動の推進方策②

子どもの読書活動の推進に当たっては、家庭、地域、学校等が中心となり、社会全体で取り組む必要がある

Ⅲ 地域(図書館)

○地域における読書活動の推進を図るため、以下の取組を促進

多様な子どもたちの読書機会の確保

- ・アクセシブルな電子書籍・書籍等(点字資料等)の整備・提供
- ・多言語・やさしい日本語による利用案内
- ・地域の子どもが親しみやすい講座、体験活動等に関連付けた取組
- ・民間団体(子ども食堂等)への貸出、出前おはなし会

デジタル社会に対応した読書環境の整備

- ・電子書籍貸出サービス、デジタルアーカイブの充実
- ・オンラインでのイベント開催(読書会、読み聞かせ)

子どもの視点

- ・イベント等への企画段階からの子どもの参画
- ・子どもの要望を取り入れた資料・環境整備
(YA(ヤングアダルト)コーナーの設置、子どもが立ち寄りやすく
心地よい読書環境づくり)

○図書館の設置・運営及び資料の充実

- ・図書館資料の計画的整備
- ・施設整備に係る官民連携の取組やデジタル化の推進
- ・「望ましい基準」の見直しの検討

○司書等の配置の促進

Ⅳ 学校等

○学校等における読書活動の推進を図るため、以下の取組を促進

多様な子どもたちの読書機会の確保

- ・特別支援学校含めた学校図書館資料の整備
- ・多様な背景を持つ子どもへの読書機会の場の提供
- ・図書館、ボランティア等との連携
(団体貸出、出張読み聞かせ、絵本を通じた異年齢交流会、各教科
等における図書館の活用促進等)

デジタル社会に対応した読書環境の整備

- ・1人1台端末の活用(学校図書館システム等のリンク等)
- ・電子書籍貸出サービスの導入(図書館の電子書籍貸出サービス等
との連携)
- ・学校図書館図書情報のデータベース化

子どもの視点

- ・子どもの意見聴取の機会の確保
- ・図書委員等の子どもの学校図書館の運営への主体的な参画

○学校図書館資料の計画的整備

- ・第6次学校図書館図書整備等5か年計画に基づく整備推進
- ・「学校図書館ガイドライン」等の見直しの検討

○司書教諭、学校司書の配置の促進

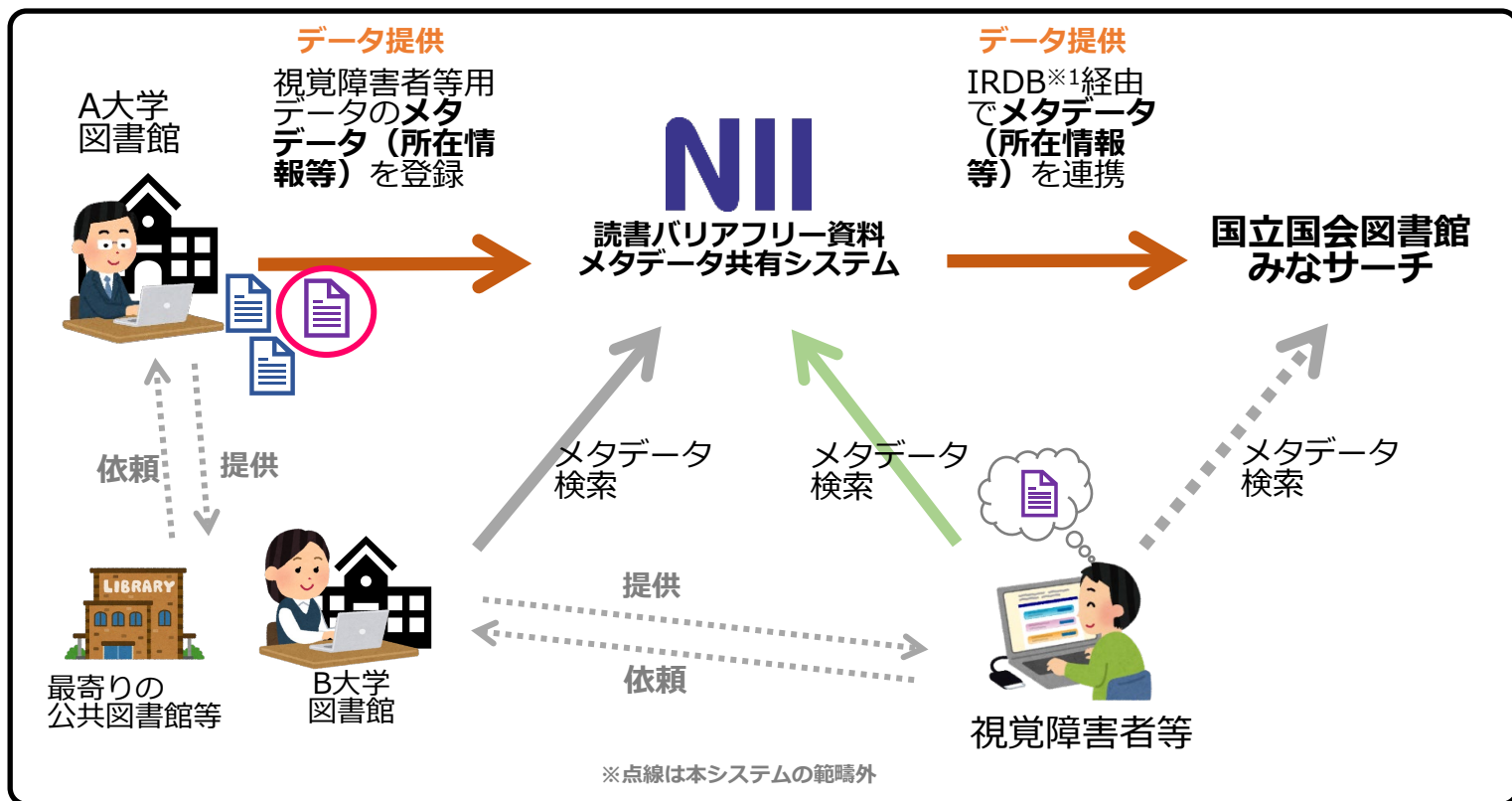
Ⅴ 民間団体

○民間団体における読書活動の推進を図るため、以下の取組を促進

- ・読書週間等のキャンペーン、読書感想文コンクール、フォーラムの開催
- ・専門的知識を有する者の養成(絵本専門士等)
- ・地域における読み聞かせ等の活動の推進(図書館のボランティア登録制度の充実)

○民間団体やボランティアの取組の周知・推奨及び子どもゆめ基金による助成等

- 大学等で製作した視覚障害者等用データのメタデータ（所在情報等）を登録・共有するシステムを国立情報学研究所（NII）において構築・運用。
- 令和6（2024）年1月15日に、国立国会図書館障害者用資料検索（愛称：みなサーチ）正式版の公開に伴い、データ連携を開始。
- 同システムへのデータ連携により、視覚障害者等用データが大学等の間で一層活用されることを期待。



※1 IRDB(学術機関リポジトリデータベース)

子どもたちのために、 読書環境の整備を進めましょう

第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」概要資料 (令和4年度～令和8年度)



—学校図書館の整備充実をお願いします—

学校図書館の現状 令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」より

小学校 66.4% → **71.2%**
中学校 55.3% → **61.1%**

※学校図書館図書標準達成校の割合 平成27年→令和元年

学校図書館図書標準達成校の割合は増加していますが、**刊行後時間の経過とともに最新の情報を記載していない古い図書が保有されている状況**です。また、選定基準・廃棄基準の策定率は半数程度にとどまっており、**計画的な整備が進展していない**要因となっています。

図書整備



小学校 41.1% → **56.9%**
中学校 37.7% → **56.8%**
高等学校 91.0% → **95.1%**

※新聞配備校の割合 平成27年→令和元年

新聞配備校は大幅に増加しており、各学校で新聞を活用した学習を行うための環境が改善されています。

・小学校:平均1.3紙→**平均1.6紙**
・中学校:平均1.7紙→**平均2.7紙**
・高等学校:平均2.8紙→**平均3.5紙**

新聞配備



小学校 58.8% → **69.1%**
中学校 57.1% → **65.9%**

※学校司書配置校の割合 平成28年→令和2年

平成26年6月の学校図書館法改正により、**学校には学校司書を置くよう努めるものと**されました。厳しい財政状況の中でも**学校司書を配置する学校は増加**しており、その必要性が強く認識されています。

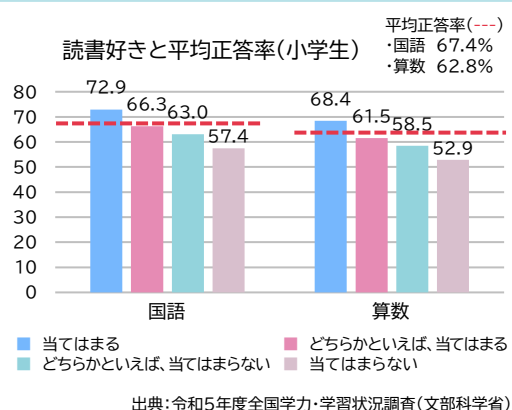
学校司書配置



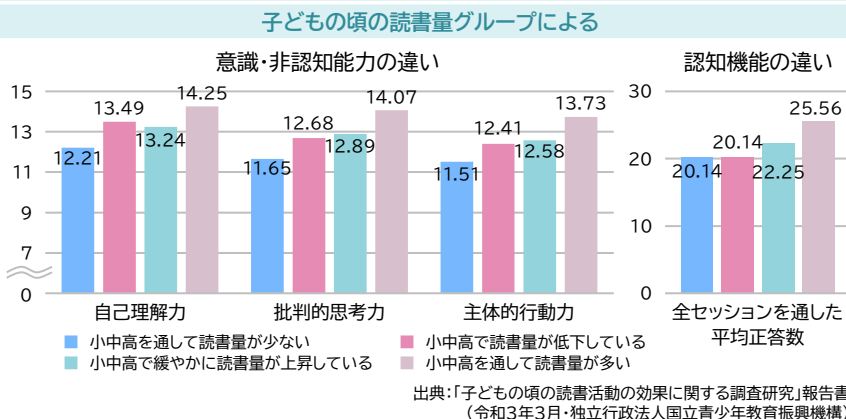
令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」公表結果 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1410430_00001.htm

読書・学校図書館整備に関する調査結果

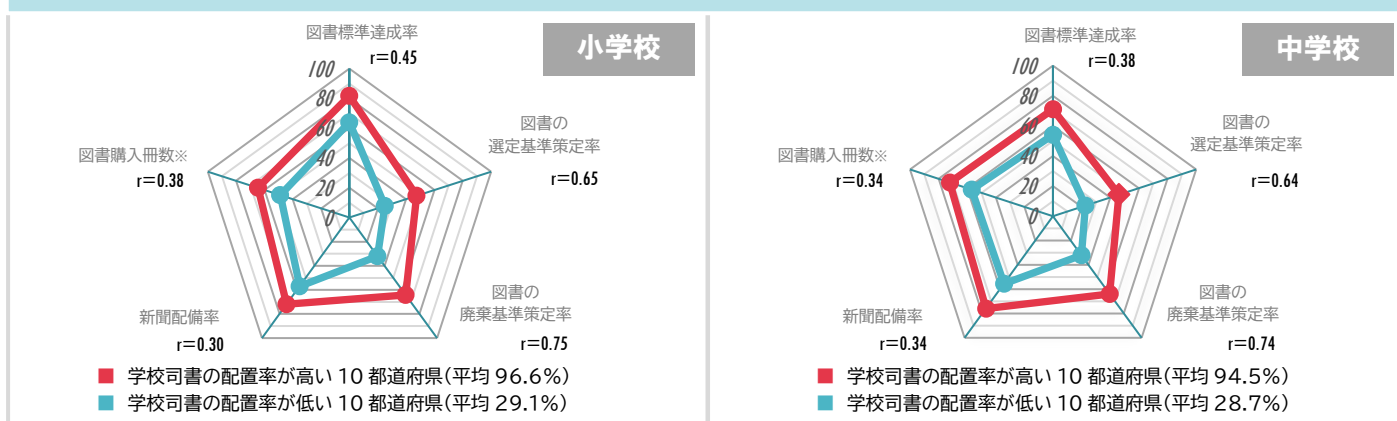
読書好きは、平均正答率が高い傾向が見られる。



子ども(小学校高学年～高等学校)の頃の読書量が多い人は、意識・非認知能力や認知機能が高い傾向にある。



学校司書の配置率が高い都道府県は、図書標準達成率、新聞配備率等が高く、図書購入冊数も多い傾向にある。



【相関係数=r】 $0.2 < r \leq 0.7$: 相関あり、 $0.7 < r \leq 1.0$: 強い相関あり
※図書購入冊数:1校あたりの購入冊数が最も多い都道府県(小学校469冊・中学校535.6冊)を100%とした割合

学校図書館図書整備等 5 年計画の内容 令和 4 年度→令和 8 年度

！ 令和 4 年度からの 5 年間で、全ての小中学校等において学校図書館図書標準の達成を目指すとともに、図書の更新、新聞の複数紙配備および学校司書の配置拡充を図ります。

単年度総額 **480** 億円 / 5 か年総額 **2,400** 億円

各学校における**学校図書館図書標準※**達成を目指すための**新たな図書の整備**に加え、児童生徒が正しい情報に触れる環境整備等の観点から、図書の廃棄・更新を進めるための**選定基準・廃棄基準**を策定し、**古くなった本を新しく買い替えることを促進**します。

単年度 **199** 億円 / 総額 **995** 億円

(不足冊数分) 単年度 **39** 億円 / 総額 **195** 億円 (更新冊数分) 単年度 **160** 億円 / 総額 **800** 億円

本計画の目標 学校図書館図書標準 **100%** 達成
計画的な**図書の更新**を実施

学校図書館図書の整備



選挙権年齢の 18 歳以上への引下げや、成年年齢の 18 歳への引下げに伴い、児童生徒が主体的に主権者として必要な資質・能力を身につけることの重要性に鑑み、発達段階に応じた**学校図書館への新聞の複数紙配備**を図ります。

単年度 **38** 億円 / 総額 **190** 億円

本計画の目標 小学校等 **2 紙**、中学校等 **3 紙**、高等学校等 **5 紙**

学校図書館への新聞配備



学校図書館の日常の運営・管理や、学校図書館を活用した教育活動の支援等を行う、**専門的な知識・技能を持った学校司書のさらなる配置拡充**を図ります。

単年度 **243** 億円 / 総額 **1,215** 億円

本計画の目標 小・中学校等のおおむね **1.3 校** に 1 名配置
(将来的には 1 校に 1 人の配置を目指す)

学校司書の配置



※学校図書館図書標準 文部科学省の定める、学校規模(学級数)に応じた蔵書の整備目標。
https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/dokusyo/hourei/cont_001/016.htm

地方財政措置を活用して読書環境の整備を進めましょう

図書

- SDGsなど、**近年話題になっているテーマの図書**も集め、児童が**学習しやすい環境づくり**をしています。(奈良県生駒市立桜ヶ丘小学校)
- **図書と端末**を活用したハイブリッド型の図書館活用授業を展開しています。(京都府京都市立北野中学校)
- 「五感で楽しむ」絵本や、大型絵本、しかけ絵本、音が出る絵本など、**多様な図書**を所蔵しています。(三重県立城山特別支援学校)



図書と端末を活用した学習の様子
(京都市立北野中学校)



新聞を用いた調べ学習の様子
(福井県立金津高等学校)

新聞

- 全校生徒が**新聞記事を読み比べる取組**を続けたことで、小論文や調べ学習に新聞を活用する生徒が増えました。(福井県立金津高等学校)
- **教育委員会事務局が各新聞社と直接契約**を結び、全校分の新聞を一括調達したため、契約手続きや購読料支払いといった**学校の事務負担が解消**されました。(東京都葛飾区)



学校司書

- 担任と協働して、児童の読書量や読書への関心をつかみ、**継続的な読書指導**を行っています。(岐阜県岐阜市立西郷小学校)
- **授業に学校司書も参加**し、情報収集等の支援をしています。学校司書と、司書教諭、各教科等の教諭がつながり、**積極的に教材研究の支援**を行っています。(鳥取県江府町立奥大山江府学園)
- 学校司書が企画・運営し、国語科とタイアップして、**全校生徒参加型のビブリオバトル大会を開催**しました。優勝者には県立図書館主催の県大会への出場権が与えられ、**意識の向上**が図られています。(山梨県富士河口湖町立河口湖北中学校)



学校司書による4月の図書館開き
(岐阜市立西郷小学校)

- ! **学校図書館の整備状況にあつては、都道府県により格差が見られる状況です。**
- ! **上記の取組も参考に環境整備を進めましょう。**

適切な予算措置のお願い

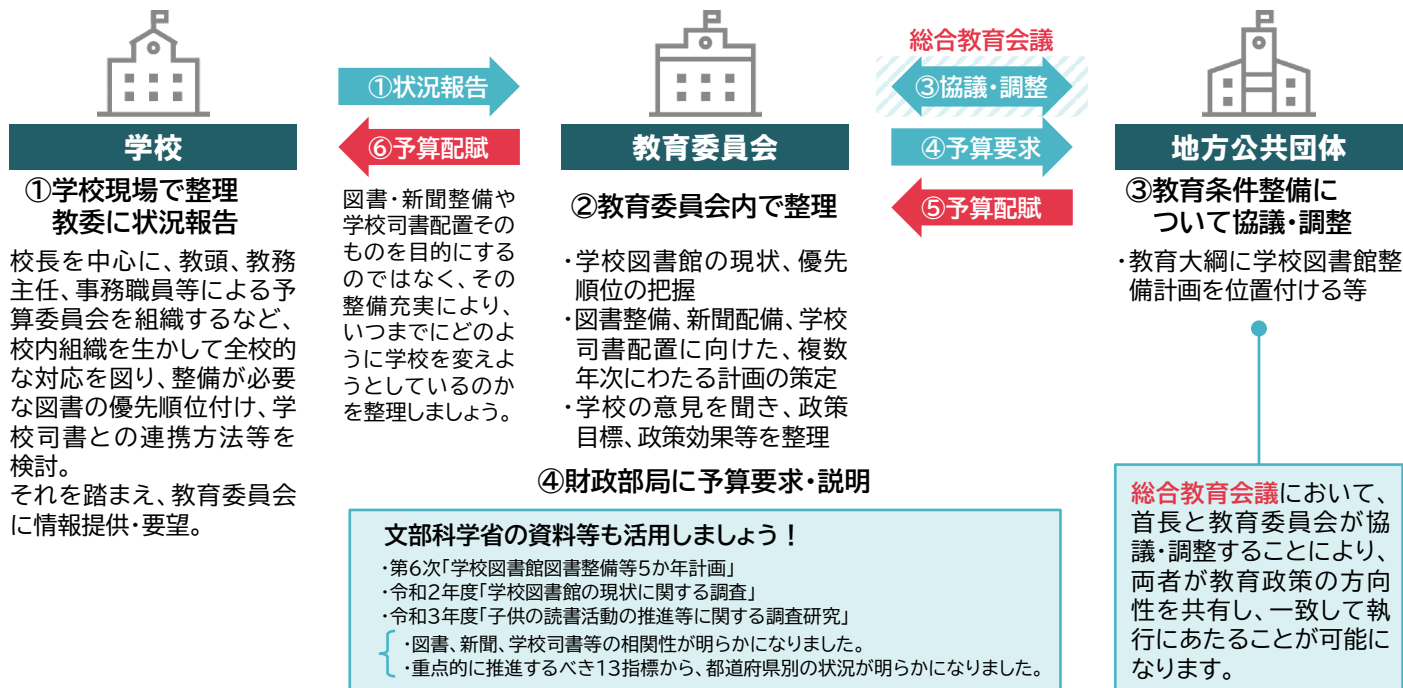
- ! **地方財政措置は、使途を特定しない一般財源として措置されています。**
- ! **各自治体において予算化が図られることによって、はじめて図書や新聞の購入費や、学校司書の配置のための費用に充てられます。**
- ! **教育委員会と学校が一体的に学校図書館の計画的整備を進めることが重要です。**
- ! **各自治体においては、学校図書館の現状把握とそれに基づく適切な予算措置をお願いします。**

学校図書館整備の流れ

※地方財政措置

地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスが提供できるよう財源保障をするもの。

地方公共団体が学校図書館の図書等の整備のために必要な標準的な経費については、普通交付税の基準財政需要額に算入している。



地方交付税算定額の試算方法

あなたの自治体や学校の、図書・新聞・学校司書費として措置されている、地方交付税算定額を試算してみましょう。

各自治体において、**学校図書館の現状把握**とそれに基づく**適切な予算措置**をお願いします。

小学校・中学校の例

あなたの自治体や学校の学級数・学校数・生徒数を代入しましょう。

算定額はこちからです。予算額と比較してみましょう。

項目	学校種別	単位	単価 (千円)	計算式	算定額 (千円)
①図書費	小学校	学級	40.7 ^{※1}	学級数 × 40.7	
	中学校	学級	63.1 ^{※2}	学級数 × 63.1	
②新聞費	小学校	学級	3.5 ^{※3}	学級数 × 3.5	
	中学校	学級	12.8 ^{※4}	学級数 × 12.8	
③学校司書費	小学校	校	1,157 ^{※5}	学校数 × 1,157	
	中学校	校	1,111 ^{※6}	学校数 × 1,111	

【地方交付税の算定に用いる標準施設状況】

- ※1 学校図書館図書整備の一般財源(733千円)／施設規模(18学級)＝1学級あたりの一般財源(40.7千円)
- ※2 学校図書館図書整備の一般財源(947千円)／施設規模(15学級)＝1学級あたりの一般財源(63.1千円)
- ※3 新聞配備の一般財源(63千円)／施設規模(18学級)＝1学級あたりの一般財源(3.5千円)
- ※4 新聞配備の一般財源(192千円)／施設規模(15学級)＝1学級あたりの一般財源(12.8千円)
- ※5 学校司書配置の1校あたりの一般財源 1,157千円
- ※6 学校司書配置の1校あたりの一般財源 1,111千円

【備考】

- ※令和5年度ベース
- ※地方交付税算定額の試算に用いる学級数は、義務標準法に規定する学級編制の標準により算定した学級数です。また、学校数は、学校基本調査規則によって調査した当該年度の5月1日現在における数(在学児童生徒を有しない学校の数を除く)です。なお、補正係数は、考慮していません。
- ※①図書費、③学校司書費は、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期、特別支援学校小・中学部に措置しています。
- ※②新聞費は小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校に措置しています。
- ※義務教育学校前期は小学校に、義務教育学校後期・中等教育学校前期は中学校に、中等教育学校後期は高等学校に相当します。

子どもたちの健やかな成長のために、 学校図書館の整備充実をお願いします。

子どもの読書活動推進のために、学校図書館 の一層の整備・充実を

文部科学省総合教育政策局長 望月 禎

総務省の御協力の下、文部科学省では、令和4年度から令和8年度を期間とする第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」を策定いたしました。また、政府は令和5年3月に第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を閣議決定し、不読率の低減、多様な子どもたちの読書機会の確保、デジタル社会に対応した読書環境の整備、子どもの視点に立った読書活動の推進の4つの基本的方針を掲げております。計画を踏まえ、学校、家庭、地域等が中心となり社会全体で様々な取組が行われることが期待されています。教育委員会及び学校関係者等の皆様におかれましては、学校図書館の整備充実を進めていただき、子どもの読書活動の推進に一層の御協力をお願いいたします。

地域の実情に応じた学校図書館の整備・充実

総務省自治財政局調整課課長補佐 水谷 健一郎

文部科学省が学校図書館図書標準の達成等を目標として策定した「学校図書館図書整備等5か年計画」を踏まえ、総務省では、計画的な学校図書館の図書の整備に必要な経費、学校図書館への新聞配備及び学校図書館司書配置に要する経費について、地方交付税による財政措置の対象としております。地方交付税に用途の定めはなく、各地域において、学校図書館図書の整備や新聞の配備、学校司書の配置に関する意義や効果、学校図書館を活用した教育の充実方策などについて議論を深めていただくことが重要です。

地域の実情に応じた学校図書館の整備・充実が推進され、各学校現場での創意工夫に基づく学びを通じて、子どもたちの健やかな成長が図られることを期待しております。

学校図書館整備にあたっての留意事項

「学校図書館ガイドライン」の活用について

「学校図書館ガイドライン」(平成28年 11 月策定)は、学校図書館運営上の重要な事項について、その望ましい在り方を示しています。引き続きガイドラインの活用を図るようお願いします。

「学校図書館ガイドライン」 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1380599.htm

学校図書館図書の計画的な整備について

校長は「学校図書館長」としての役割も担っています。(「学校図書館ガイドライン」より)校長のリーダーシップのもと、**図書の現状把握**を行い、図書の選定・廃棄・更新が適切に行われるよう、図書選定を行うための**校内組織の設置、選定基準及び廃棄基準の策定**に努めるようお願いします。

新聞の複数紙配備について

本計画では、**小学校において複数紙を配備**できるよう、必要な経費を新たに盛り込みました。児童・生徒の発達段階や、学校・地域の実情に応じ、**適切な新聞の複数紙配備に努める**ようお願いします。全国紙・地方紙以外にも、小学生新聞・中高生新聞・専門紙・英字新聞等の配備が想定されます。

学校司書の適切な配置について

学校司書の専門性等がより発揮できるよう、継続的・安定的に職務に従事できる環境への配慮の上、司書教諭の授業負担の軽減と合わせて**学校図書館の人的整備の拡充**を図るようお願いします。なお特別支援学校においては、読書バリアフリー法の成立などを踏まえて配置拡充に努めるようお願いします。

教育委員会における支援の充実について

学校および学校図書館への支援のため、**学校図書館担当指導主事の配置**や定期的な研修を実施するほか、**学校図書館支援センターの設置・活用、学校図書館指導員などの配置**に努めるようお願いします。



文部科学省

総合教育政策局 地域学習推進課 (令和6年3月発行)

誰もが読書をできる 社会を目指して

読書のカタチを選べる「読書バリアフリー法」



文部科学省



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

「学校図書館ガイドライン」

学校図書館をめぐる現状と課題を踏まえ、さらなる学校図書館の整備充実を図るため、教育委員会や学校等にとって参考となるよう、学校図書館の運営上の重要な事項についてその望ましい在り方を示す、「学校図書館ガイドライン」を定める。同ガイドラインは以下の構成とする。

- (1) 学校図書館の目的・機能
- (2) 学校図書館の運営
- (3) 学校図書館の利活用
- (4) 学校図書館に携わる教職員等
- (5) 学校図書館における図書館資料
- (6) 学校図書館の施設
- (7) 学校図書館の評価

(1) 学校図書館の目的・機能

学校図書館は、学校図書館法に規定されているように、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、図書館資料を収集・整理・保存し、児童生徒及び教職員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに児童生徒の健全な教養を育成することを目的としている。

- 学校図書館は、児童生徒の読書活動や児童生徒への読書指導の場である「読書センター」としての機能と、児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能とともに、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有している。

(2) 学校図書館の運営

- 校長は、学校図書館の館長としての役割も担っており、校長のリーダーシップの下、学校経営方針の具現化に向けて、学校は学校種、規模、児童生徒や地域の特性なども踏まえ、学校図書館全体計画を策定するとともに、同計画等に基づき、教職員の連携の下、計画的・組織的に学校図書館の運営がなされるよう努めることが望ましい。例えば、教育委員会が校長を学校図書館の館長として指名することも有効である。
- 学校は、必要に応じて、学校図書館に関する校内組織等を設けて、学校図書館の円滑な運営を図るよう努めることが望ましい。図書委員等の児童生徒が学校図書館の運営に主体的に関わることも有効である。
- 学校図書館は、可能な限り児童生徒や教職員が最大限自由に利活用できるよう、また、一時的に学級になじめない子供の居場所となりうることも踏まえ、児童生徒の登校時から下校時までの開館に努めることが望ましい。また、登校日等の土曜日や長期休業日等にも学校図書館を開館し、児童生徒に読書や学習の場を提供することも有効である。
- 学校図書館は、学校図書館便りや学校のホームページ等を通じて、児童生徒、教職員や家庭、地域など学校内外に対して、学校図書館の広報活動に取り組むよう努めることが望ましい。
- 学校図書館は、他の学校の学校図書館、公共図書館、博物館、公民館、地域社会等と密接に連携を図

り、協力するよう努めることが望ましい。また、学校図書館支援センターが設置されている場合には同センターとも密接に連携を図り、支援を受けることが有効である。

(3) 学校図書館の利活用

- 学校図書館は、児童生徒の興味・関心等に応じて、自発的・主体的に読書や学習を行う場であるとともに、読書等を介して創造的な活動を行う場である。このため、学校図書館は児童生徒が落ち着いて読書を行うことができる、安らぎのある環境や知的好奇心を醸成する開かれた学びの場としての環境を整えるよう努めることが望ましい。
- 学校図書館は、児童生徒の学校内外での読書活動や学習活動、教職員の教育活動等を支援するため、図書等の館内・館外貸出しなど資料の提供を積極的に行うよう努めることが望ましい。また、学校図書館に所蔵していない必要な資料がある場合には、公共図書館や他の学校の学校図書館との相互貸借を行うよう努めることが望ましい。
- 学校は、学習指導要領等を踏まえ、各教科等において、学校図書館の機能を計画的に利活用し、児童生徒の主体的・意欲的な学習活動や読書活動を充実するよう努めることが望ましい。その際、各教科等を横断的に捉え、学校図書館の利活用を基にした情報活用能力を学校全体として計画的かつ体系的に指導するよう努めることが望ましい。
- 学校は、教育課程との関連を踏まえた学校図書館の利用指導・読書指導・情報活用に関する各種指導計画等に基づき、計画的・継続的に学校図書館の利活用が図られるよう努めることが望ましい。
- 学校図書館は、教員の授業づくりや教材準備に関する支援や資料相談への対応など教員の教育活動への支援を行うよう努めることが望ましい。

(4) 学校図書館に携わる教職員等

- 学校図書館の運営に関わる主な教職員には、校長等の管理職、司書教諭や一般の教員（教諭等）、学校司書等がおり、学校図書館がその機能を十分に発揮できるよう、各者がそれぞれの立場で求められている役割を果たした上で、互いに連携・協力し、組織的に取り組むよう努めることが望ましい。
- 校長は、学校教育における学校図書館の積極的な利活用に関して学校経営方針・計画に盛り込み、その方針を教職員に対し明示するなど、学校図書館の運営・活用・評価に関してリーダーシップを強く発揮するよう努めることが望ましい。
- 教員は、日々の授業等も含め、児童生徒の読書活動や学習活動等において学校図書館を積極的に活用して教育活動を充実するよう努めることが望ましい。
- 学校図書館がその機能を十分に発揮するためには、司書教諭と学校司書^{※1}が、それぞれに求められる役割・職務に基づき、連携・協力を特に密にしつつ、協働して学校図書館の運営に当たるよう努めることが望ましい。具体的な職務分担については、各学校におけるそれぞれの配置状況等の実情や学校全体の校務のバランス等を考慮して柔軟に対応するよう努めることが望ましい。
- 司書教諭は、学校図書館の専門的職務をつかさどり、学校図書館の運営に関する総括、学校経営方針・

計画等に基づいた学校図書館を活用した教育活動の企画・実施、年間読書指導計画・年間情報活用指導計画の立案、学校図書館に関する業務の連絡調整等に従事するよう努めることが望ましい。また、司書教諭は、学校図書館を活用した授業を実践するとともに、学校図書館を活用した授業における教育指導法や情報活用能力の育成等について積極的に他の教員に助言するよう努めることが望ましい。

- 学校司書は、学校図書館を運営していくために必要な専門的・技術的職務に従事するとともに、学校図書館を活用した授業やその他の教育活動を司書教諭や教員とともに進めるよう努めることが望ましい。具体的には、1 児童生徒や教員に対する「間接的支援」に関する職務、2 児童生徒や教員に対する「直接的支援」に関する職務、3 教育目標を達成するための「教育指導への支援」に関する職務という3つの観点に分けられる。
- また、学校司書がその役割を果たすとともに、学校図書館の利活用が教育課程の展開に寄与するかたちで進むようにするためには、学校教職員の一人として、学校司書が職員会議や校内研修等に参加するなど、学校の教育活動全体の状況も把握した上で職務に当たることも有効である。
- また、学校や地域の状況も踏まえ、学校司書の配置を進めつつ、地域のボランティアの方々の協力を得て、学校図書館の運営を行っていくことも有効である。特に特別支援学校の学校図書館においては、ボランティアの協力は重要な役割を果たしている。

(5) 学校図書館における図書館資料

1 図書館資料の種類

- 学校図書館の図書館資料には、図書資料のほか、雑誌、新聞、視聴覚資料（CD、DVD等）、電子資料（CD-ROM、ネットワーク情報資源（ネットワークを介して得られる情報コンテンツ）等）、ファイル資料、パンフレット、自校独自の資料、模型等の図書以外の資料が含まれる。
- 学校は、学校図書館が「読書センター」、「学習センター」、「情報センター」としての機能を発揮できるよう、学校図書館資料について、児童生徒の発達段階等を踏まえ、教育課程の展開に寄与するとともに、児童生徒の健全な教養の育成に資する資料構成と十分な資料規模を備えるよう努めることが望ましい。
- 選挙権年齢の引下げ等に伴い、児童生徒が現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力を身につけることが一層重要になっており、このような観点から、児童生徒の発達段階に応じて、新聞を教育に活用するために新聞の複数紙配備に努めることが望ましい。
- 小学校英語を含め、とりわけ外国語教育においては特に音声等の教材に、理科等の他の教科においては動画等の教材に学習上の効果が見込まれることから、教育課程の展開に寄与するデジタル教材を図書館資料として充実するよう努めることが望ましい。
- 発達障害を含む障害のある児童生徒や日本語能力に応じた支援を必要とする児童生徒の自立や社会参画に向けた主体的な取組を支援する観点から、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた様々な形態の

図書館資料を充実するよう努めることが望ましい。例えば、点字図書、音声図書、拡大文字図書、LLブック、マルチメディアデジタイズ図書、外国語による図書、読書補助具、拡大読書器、電子図書等の整備※2も有効である。

2 図書館資料の選定・提供

- 学校は、特色ある学校図書館づくりを推進するとともに、図書館資料の選定が適切に行われるよう、各学校において、明文化された選定の基準を定めるとともに、基準に沿った選定を組織的・計画的に行うよう努めることが望ましい。
- 図書館資料の選定等は学校の教育活動の一部として行われるものであり、基準に沿った図書選定を行うための校内組織を整備し、学校組織として選定等を行うよう努めることが望ましい。
- 学校は、図書館資料について、教育課程の展開に寄与するという観点から、文学（読み物）やマンガに過度に偏ることなく、自然科学や社会科学等の分野の図書館資料の割合を高めるなど、児童生徒及び教職員のニーズに応じた偏りのない調和のとれた蔵書構成となるよう選定に努めることが望ましい。
- 学校図書館は、必要に応じて、公共図書館や他の学校の学校図書館との相互貸借を行うとともに、インターネット等も活用して資料を収集・提供することも有効である。

3 図書館資料の整理・配架

- 学校は、図書館資料について、児童生徒及び教職員がこれを有効に利活用できるように原則として日本十進分類法（NDC）により整理し、開架式により、配架するよう努めることが望ましい。
- 図書館資料を整理し、利用者の利便性を高めるために、目録を整備し、蔵書のデータベース化を図り、貸出し・返却手続及び統計作業等を迅速に行えるよう努めることが望ましい。また、地域内の学校図書館において同一の蔵書管理システムを導入し、ネットワーク化を図ることも有効である。
- 館内の配架地図や館内のサイン、書架の見出しを設置するなど、児童生徒が自ら資料を探すことができるように配慮・工夫することや、季節や学習内容に応じた掲示・展示やコーナーの設置などにより、児童生徒の読書意欲の喚起、調べ学習や探究的な学習に資するように配慮・工夫するよう努めることが望ましい。また、学校図書館に、模型や実物、児童生徒の作品等の学習成果物を掲示・展示することも有効である。
- 学校図書館の充実が基本であるが、児童生徒が気軽に利活用できるよう、図書館資料の一部を学級文庫等に分散配架することも有効である。なお、分散配架した図書も学校図書館の図書館資料に含まれるものであり、学校図書館運営の一環として管理するよう努めることが望ましい。

4 図書館資料の廃棄・更新

- 学校図書館には、刊行後時間の経過とともに誤った情報を記載していることが明白になった図書や、汚損や破損により修理が不可能となり利用できなくなった図書等が配架されている例もあるが、学校は、児童生徒にとって正しい情報や図書館資料に触れる環境整備の観点や読書衛生の観点から適切な廃棄・

更新に努めることが望ましい。

- 図書館資料の廃棄と更新が適切に行われるよう、各学校等において、明文化された廃棄の基準を定めるとともに、基準に沿った廃棄・更新を組織的・計画的に行うよう努めることが望ましい。
- 廃棄と更新を進めるに当たって、貴重な資料が失われないようにするために、自校に関する資料や郷土資料など学校図書館での利用・保存が困難な貴重な資料については、公共図書館等に移管することも考えられる。

(6) 学校図書館の施設

- 文部科学省では、学校施設について、学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計における留意事項を学校種ごとに「学校施設整備指針^{※3}」として示している。この学校施設整備指針において、学校図書館の施設についても記述されており、学校図書館の施設については、学校施設整備指針に留意して整備・改善していくよう努めることが望ましい。
- また、これからの学校図書館には、主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニングの視点からの学び）を効果的に進める基盤としての役割も期待されており、例えば、児童生徒がグループ別の調べ学習等において、課題の発見・解決に向けて必要な資料・情報の活用を通じた学習活動等を行うことができるよう、学校図書館の施設を整備・改善していくよう努めることが望ましい。

(7) 学校図書館の評価

- 学校図書館の運営の改善のため、PDCA サイクルの中で校長は学校図書館の館長として、学校図書館の評価を学校評価の一環として組織的にを行い、評価結果に基づき、運営の改善を図るよう努めることが望ましい。
- 評価に当たっては、学校関係者評価の一環として外部の視点を取り入れるとともに、評価結果や評価結果を踏まえた改善の方向性等の公表に努めることが望ましい。また、コミュニティ・スクールにおいては、評価に当たって学校運営協議会を活用することも考えられる。
- 評価は、図書館資料の状況（蔵書冊数、蔵書構成、更新状況等）、学校図書館の利活用の状況（授業での活用状況、開館状況等）、児童生徒の状況（利用状況、貸出冊数、読書に対する関心・意欲・態度、学力の状況等）等について行うよう努めることが望ましい。評価に当たっては、アウトプット（学校目標の成果）・アウトカム（児童生徒目標の成果）の観点^{※4}から行うことが望ましいが、それらを支える学校図書館のインプット（施設・設備、予算、人員等）の観点にも十分配慮するよう努めることが望ましい。

※1 司書教諭と学校司書の職務や役割分担については、文部科学省調査研究協力者会議の「これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策等について」（報告）平成26年3月を参照。

※2 著作権法（昭和45年法律第48号）第37条第3項においては、一定の要件の下、障害のある者が利用するために必要な限度・方式により、公表された著作物の複製ができることとされている。当該規定の範囲内で、障害のある児

童生徒のために、学校図書館等は、公表されている著作物をテキストスピーチ機能を備えた端末等により音読可能なデータに変換することが可能である。

※3 「小学校施設整備指針（平成28年3月版）」（抜粋）

第1章 総則

第2節 学校施設整備の課題への対応

第1 子供たちの主体的な活動を支援する施設整備

2 情報環境の充実

- (1) 児童の主体的な活動及び自らの意志で学ぶことを支え、高度情報通信ネットワーク社会において生きる力を育てる教育環境の整備や、校務情報化の推進に資するため、校内の情報ネットワークの整備やコンピュータ、プロジェクタ等の情報機器の導入への対応について、積極的に計画することが重要である。

第2 安全でゆとりと潤いのある施設整備

5 施設のバリアフリー対応

- (1) 障害のある児童、教職員等が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるように、障害の状態や特性、ニーズに応じた計画とすることが重要である。その際、スロープ、手すり、便所、出入口、エレベーター等の計画に配慮することが重要である。

第3章 平面計画

第2 学習関係諸室

8 図書室

- (1) 利用する集団の規模等に対して十分な広さの空間を確保するとともに、各教科における学習活動等において効果的に活用することができるよう普通教室等からの利用のしやすさを考慮しつつ、児童の活動範囲の中心的位置に計画することが重要である。
- (2) 図書、コンピュータ、視聴覚教育メディアその他学習に必要な教材等を配備した学習・メディアセンターとして計画することも有効である。
- (3) 学習・研究成果の展示のできる空間を計画することも有効である。

第4章 各室計画

第2 学習関係諸室

15 図書室

- (1) 多様な学習活動に対応することができるよう面積、形状等を計画することが重要である。
- (2) 1学級相当以上の机及び椅子を配置し、かつ、児童数等に応じた図書室用の家具等を利用しやすいよう配列することのできる面積、形状等とすることが重要である。
- (3) 児童の様々な学習を支援する学習センター的な機能、必要な情報を収集・選択・活用し、その能力を育成する情報センター的な機能、学校における心のオアシスとなり、日々の生活の中で児童がくつろぎ、自発的に読書を楽しむ読書センター的な機能について計画することが重要である。
- (4) 司書教諭、図書委員等が図書その他の資料の整理、修理等を行うための空間を確保することが望ましい。
- (5) 資料の展示、掲示等のための設備を設けることのできる空間を確保することも有効である。
- (6) 図書を分散して配置する場合は、役割分担を明確にし、相互の連携に十分留意して計画することが重要である。

※4 「評価項目の例」

（アウトプット）学校図書館を活用した授業の実施状況、学校図書館の開館状況、図書の貸出冊数等

（アウトカム）読書習慣の確立（不読率の低下、読書が好きな児童生徒の増加、学校図書館の利用者数）等

第16回視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る関係者協議会資料(関係省庁等)

省庁等		経済産業省	所属	文化創造産業課	役職・氏名	課長 梶 直弘	
基本計画		これまでの取組		成果・達成状況	今後の取組・目標		資料番号
①	Ⅲ.3(第11条関係)(2)出版者からの製作者に対する電磁的記録等の提供の促進のための環境整備への支援	・テキストやPDF等の電子データの受け渡しについて、出版社から利用者までの提供スキームを整理し、出版社側の窓口となるサポートセンターについては、日本インフラセンター(JPO)のもとにアクセシブルブックサポートセンター(ABSC)を設置した。(令和5年3月～)		・三省(文科省・厚労省・経産省)で連携し、公共図書館やサビエ図書館(各10団体程度)からの特定(電子)書籍製作の要望に対し、出版社側窓口を設け、出版社からの円滑な電子データの提供を行うための実証を実施。令和7年度は初年度だったが、323件のデータ提供依頼に対し、110件のデータ提供がされた。 ・ABSCのHPにて、文科省・厚労省・経産省連携による「特定書籍等の製作に係るデータ提供のあり方について」実証実験概要を紹介 https://absc.jp/experiment2025/ https://absc.jp/experiment2026/	・出版者の理解と協力を促進するため、実証事業の開始前に出版者向け説明会を開催し事業趣旨の説明、実施内容の周知を実施(145者が参加)。当該説明会において実施したアンケート結果も踏まえ、出版社に対する効果的な理解促進等の取り組みについての検討に努める。 ・昨年の実証事業で明らかとなった課題への対応として、メールとExcelを基本としたやり取りからシステム(Microsoft SharePoint)を利用した授受方法にアップデートを行った。今後も、実証事業の状況を踏まえつつ、必要に応じてシステムの改修等を進めていく。		
②	Ⅲ.4(第12条関係)アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等	・「アクセシブルなEPUB制作のためのガイドブック」を公開 https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/contents/2026/0423/26042303.html ・出版業界内の取組やその進捗及び課題を共有するための会議を実施し、報告書に取りまとめる。		・アクセシブルな電子書籍の量的拡充と質的向上を推進するため、出版・流通関係者の過度な負担とならないよう配慮しつつ、実効性と実現可能性を重視した「アクセシブルなEPUB制作のためのガイドブック」を取りまとめた。 ・ガイドブックの内容を周知するために、リアル＋オンライン形式による説明会を開催。2日間で456名参加。説明会の理解度は「よく理解できた」が14%、「概ね理解できた」が54%と全体の3/4以上が理解できたと回答。30%の回答者が「一部は理解できたが、難しい点もあった」を選択。ガイドブックが役に立つかどうかの評価は、「大変役立つ」が20%、「役立つ」が51%と、70%以上が役に立つと回答。今後の取り組みへの意向は、「アクセシビリティ対応に積極的に取り組みたい」が19%、「必要に応じて取り組みたい」が50%。今後はその重要性・必要性を改めて事業者に理解してもらうとともに、具体的な取組を進めていくよう働きかけていく。	・ガイドブックの普及・周知を進めるとともに、対象範囲の拡大に向け、ニーズの高い教材・専門書分野に関する基礎調査を実施する。調査結果を踏まえ、当該分野におけるアクセシブルな電子書籍の制作・流通上の課題を整理し、将来的なガイドブックの改訂・拡充に反映することを目指す。 ・教材・専門書分野に関する基礎調査では、出版社へのアンケート調査及びヒアリング調査、視覚障害者等の当事者へのヒアリング調査、並びにアクセシビリティ関連技術やユーザー支援技術に関する調査を実施し、関係者のニーズや技術的課題の把握を行う。 ・引き続き、「読書バリアフリーのための電子書籍市場等の出版環境整備に関する検討会」を年度内に3回程度開催し、業界内における先進的な取組の共有や課題解決に向けた議論を行う。また関係者間のより活発な意見交換と議論の深化を図るため、開催形式を従来のオンライン中心から、対面とオンラインを組み合わせたハイブリッド方式へ見直し、関係者間の連携強化と合意形成の促進を図る。		経一1
③	Ⅲ.4(第12条関係)(4)その他	・近刊情報等を一元管理しているデータベース(JPRO)について、紙の書籍だけでなく電子書籍やオーディオブック等の販売情報や国立国会図書館の視覚障害者等用デジタル資料、サビエ図書館資料(点字データ、DAISY図書)の登録情報とも連携を実施。 ・JPOが管理する一般利用者が出版情報等を検索できるサイト(Books)のアクセシビリティ対応において、簡単にアクセシブルブックが探せる専用コーナー「アクセシブルブックを探す」を設置。サビエ図書館や国立国会図書館で提供されている「視覚障害者等資料」のほか、「大活字本」「読み上げ可能電子書籍」(＝TTS対応電子書籍)、オーディオブック」といったアクセシブル機能での絞り込みも可能にし、視覚障害者等におけるサイトの検索性向上を図った。		・令和6年度にJPOが開発したTTS(音声合成による読み上げ)対応電子書籍ビューアにおいて、国立国会図書館「電子図書館のアクセシビリティ対応ガイドライン2.0」に準拠した機能強化を実施。多様なOS・端末への対応、スクリーンリーダー環境への対応、読み上げ機能の拡充、文字拡大や配色変更等による視認性向上を図り、視覚障害者や読書困難者が利用可能なビューアとして整備することで、アクセシブルな電子書籍の普及・流通を促進する。	・引き続き、アクセシブルな電子書籍コンテンツの充実を図るとともに、ユーザー補助技術に関するヒアリング等を実施しながら、利用者の読書環境に関する課題やニーズの把握に努め、今後の取組の検討につなげる。		
課題・補足							

アクセシブルな EPUB 制作のためのガイドブック

令和 8 年 3 月 31 日

アクセシブルな出版書籍市場の環境整備に関する調査 WG

ABSC アクセシブルな EPUB 制作ガイド PT

経済産業省

目次

はじめに.....	1
1. 著者・編集者・出版者編.....	2
1.1. 著者・編集者・出版者編 概要	3
1.2. 見えていると気づきにくい“合成音声読み上げ”でのポイント	3
1.2.1. 扉・見出し・小見出し.....	3
1.2.2. 本文.....	3
1.2.3. 人名（ライトノベル・コミックのノベライズ等）	4
1.2.4. ルビの扱い.....	4
1.2.5. アスキーアート・顔文字・ギャル文字等	4
1.2.6. 単語や熟語をスペースや改行で区切らない.....	5
1.2.7. 画像について	5
1.2.8. 画像の位置について	5
1.2.9. 代替テキストの本文	6
1.2.10. 画像の色やコントラストに配慮する	6
2. EPUB 制作者編.....	7
2.1. EPUB 制作者編 概要.....	8
2.2. 文字について.....	8
2.2.1. 扉や見出し等	8
2.2.2. 外字.....	8
2.2.3. アスキーアート・顔文字・ギャル文字等	8
2.2.4. 単語や熟語の間のスペースや改行	9
2.2.5. ハイパーリンク（a 要素）の設定	9
2.3. ルビ・傍点・圏点について.....	9
2.3.1. ルビの拗促音の注意事項.....	9
2.3.2. 単語や熟語がモノルビ設定の場合の注意事項	9
2.3.3. 傍点・圏点のタグの記述.....	10
2.4. 画像について.....	10
2.4.1. 画像の読み上げ	10
2.4.2. 代替テキストの記述方法.....	11
2.4.3. 代替テキストを記述する画像の種類.....	11
2.5. その他.....	12
2.5.1. 文字色と背景色のコントラスト	12
2.5.2. epub:type 属性.....	12
2.5.3. アクセシビリティメタデータ	12
3. ビューア開発者編	13
3.1. ビューア開発者編 概要	14

3.2.	ビューア操作.....	14
3.2.1.	キーボード操作	14
3.2.2.	見出し移動機能	14
3.2.3.	ナビゲーション文書による目次機能.....	14
3.2.4.	書籍内の検索機能.....	14
3.2.5.	ハイパーリンクの選択・操作.....	15
3.2.6.	ビューア UI のコントラスト調整.....	15
3.3.	補助機能.....	15
3.3.1.	スクリーンリーダー対応.....	15
3.3.2.	コンテンツの音声読み上げ機能.....	15
3.3.3.	コントラスト調整.....	15
3.3.4.	OS やブラウザの拡大機能への対応.....	15
3.3.5.	点字ディスプレイへの対応	16
3.4.	コンテンツの表示	16
3.4.1.	文字サイズ変更	16
3.4.2.	フォント種別の変更	16
3.4.3.	行間・文字間調整機能.....	16
3.4.4.	ハイパーリンク	16
3.4.5.	ページタイトルを表示.....	16
3.5.	読み上げ機能の動作.....	16
4.	電子書店編.....	18
4.1.	電子書店編 概要	19
4.2.	キーボード操作	19
4.3.	スクリーンリーダー対応.....	19
4.3.1.	画像に代替テキストを付ける.....	20
4.3.2.	リンクの内容が分かるテキストを付ける	20
4.3.3.	ボタン、入力フォーム、チェックボックスにその内容が分かるラベルを付ける ..20	
4.3.4.	入力フォームのエラーチェックは厳格にしすぎないようにする	20
4.3.5.	動画を使用する場合に、その内容を音声読み上げでも理解できるようにする	20
4.4.	サイトデザインへの配慮.....	20
4.4.1.	ウェブサイトを構造化し見出し要素等を適切に付与する	20
4.4.2.	アクセシビリティ対応状態の表示	21
4.4.3.	色だけで情報を伝えない.....	21
4.4.4.	入力時間の制限について配慮する	21
4.4.5.	ログイン時の入力.....	21
4.4.6.	決済方法	21
おわりに.....		22

参考資料編	23
1. 電子書籍のアクセシビリティに関する法律・制度等	24
1.1. 電子書籍のアクセシビリティに関する法律・制度等 概要.....	24
1.2. 障害者差別解消法	24
1.3. 読書バリアフリー法.....	24
1.4. 読書バリアフリー基本計画.....	25
1.5. 欧州アクセシビリティ法.....	26
1.6. 障害を持つアメリカ人法.....	27
2. 電子書籍のアクセシビリティに関する技術仕様	28
2.1. 電子書籍のアクセシビリティに関する技術仕様 概要.....	28
2.2. EPUB Accessibility 1.1.....	28
2.3. WCAG 2.2	28
3. アクセシビリティに関する技術仕様への対応方針	31
4. 関連するガイドライン・ガイドブック.....	31
4.1. 電子図書館のアクセシビリティ対応ガイドライン 2.0.....	31
4.2. 電子書籍販売サイト アクセシビリティ・ガイドブック	32
4.3. 各ガイドライン・ガイドブックの位置づけ	32
4.4. みんなの公共サイト運用ガイドライン（2024 年版）	33
4.5. ウェブアクセシビリティ導入ガイドブック	33

はじめに

このガイドブックは「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」の基本的施策、第9条と第12条に掲げられているアクセシブルな電子書籍の量的拡充と質的向上を進めるための一助となることを目的として作成した。

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」の基本理念にも、電子書籍をとくに“EPUB等の音声読み上げ対応の電子書籍”とされている。

このガイドブックでは、文芸書やビジネス書等、文字を中心として構成されている電子書籍、リフロー型¹EPUBを前提として解説している。もちろん、現状のデバイス、サービス上で対応が比較的容易であることがその理由だ。

電子書籍には、紙の出版物を電子化したもののほかに、ボーンデジタルと呼ばれるオリジナルの電子書籍もあるが、ここでは、従来型の出版物の電子化を前提に解説したい。

プレイヤーは、

- 1 著者・編集者・出版者
- 2 EPUB制作者
- 3 ビューア開発者
- 4 電子書店

であり、この4グループに大別して、各々に対するアドバイスのタスクを示したい。

日本の電子書籍は1990年代にはじまり、2000年に電子文庫出版社会による「電子文庫パブリ」での配信がスタートしたことで、国内の出版業界にも広がっていった。その後、携帯電話向けの配信で市場の基礎を作りながら、2010年代にスマートフォン・タブレット向けで規模を拡大してきた。その過程ではEPUBのフォーマットが主流になるが、2000年当初のテキストは、ほぼそのまま活用されているのが現状だ。

本ガイドブックのおもな対象は、これから制作するもの、これから配信するものだが、約四半世紀にわたって蓄積されてきた現在配信されている電子書籍を、よりアクセシブルなものに修正する場合にも参考にされたい。

現段階で、このガイドは合成音声への対応（Text to Speech, 以下「TTS」）に重点を置いているが、学習・研究等の重要要素である“詳細読み”や“図版の代替テキスト²”への言及は次年以降の取り組みとして、AIの活用等も含めて検討していきたい。

¹ 【リフロー型EPUB】画面サイズに応じて改行・折り返し等が変わる電子書籍コンテンツ

² 【代替テキスト】ビューアでは表示されない読み上げのためのテキスト

1. 著者・編集者・出版者編

1.1. 著者・編集者・出版者編 概要

電子書籍のもととなるのは、作者の原稿であり、編集者等による体裁であり、印刷の原稿となるデジタルデータ（InDesign・PDF 等）である。さらにいうなら、印刷材料として加工したファイル等も含まれる。

著作権法上の著作者人格権の同一性保持の原則から、紙書籍と電子書籍とは基本的に同じ本文内容・表記となるように制作される。

電子版に関しては、サービスやデバイスによって違いはあるが、読者が文字サイズの大小・図版の拡大・白黒の反転等の機能を使うことができる。

アクセシブルな電子書籍を制作するにあたっては、その機能を活用するだけでなく、視覚等に障害のある方にも作品を楽しんでいただけるような気配りが重要である。

ここでは、見えている者にはわからない・気づきにくい、TTS 対応で配慮したいポイントを挙げるが、もちろん、すべてに対応しなければならないということではない。

また例示するのは、あくまでも解決策の一つであって、今後のテクノロジーの進化でよりよい方法が開発されることにも期待しつつ、あくまでも著者・編集者・出版者に「知ってもらう」ことに重点を置いている。

障害の有無にかかわらず、より多くの人たちが読みやすい・聞きやすい電子書籍を利用できるように、入稿前の段階で出版者が配慮すべき点として共有したい。

1.2. 見えていると気づきにくい“合成音声読み上げ”でのポイント

ここでは問題点があることを具体的に示し、出版関係者に現状を知ってもらうことに重点を置いた。

1.2.1. 扉・見出し・小見出し

章扉や見出し等で文字の装飾を表現するために画像化している場合
⇒画像は読まないで、読み飛ばしてしまう。

【対応】

- ① 代替テキストを入れる。
- ② 装飾を省いてテキスト化する。

1.2.2. 本文

人名・地名等で環境依存文字や異体字、JIS X 0213 の範囲外等を使用した場合、書籍ではテキストとして表現できていても、電子書籍にした場合は、画像化して取り込むことになる。

⇒画像は読まないで、読み飛ばしてしまう。

例：高橋⇒「高（はしごだか）」を読み飛ばす可能性がある

【対応】

- ① 外字画像³に代替テキストを入れる（読み上げに対応するためのものなので、包摂文字⁴等でも“読み”でも可）。
- ② 外字画像を包摂文字等のテキストに置き換える（著者に確認すること）。

1.2.3. 人名（ライトノベル・コミックのノベライズ等）

人名の表示文字と大きくかけ離れた読みが設定されている場合
⇒正しく読み上げない可能性がある。

例：滅却師（クインシー）⇒ルビなし「滅却師」表記は「めっきゃくし」と読む可能性がある。

例：禰豆子（ねずこ）⇒ルビなし「禰豆子」表記は「ねまめこ」と読む可能性がある。

【対応】

- ① すべてにルビを振る。
パラルビ⁵では、ルビありの箇所とルビのない箇所で読み方が変わり、同一人物と判断できない可能性がある。
- ② 画像化して代替テキストを付与する。

1.2.4. ルビの扱い

⇒拗促音を並字表示にするとそのまま読み上げてしまう。

（活版時代の名残で、写植やDTPの時代になっても紙書籍はルビに並字が使われていることが多い）

例：「消化器」「しょうかき」⇒「しょうかき」（使用火器）

例：「疾患」「しっかん」⇒「しつかん」（質感）

【対応】

読み上げではルビのテキストどおりに読むため、並字と拗促音で違う言葉になる場合がある。

紙面での並字を電子書籍では拗促音に変更する。

1.2.5. アスキーアート・顔文字・ギャル文字等

⇒テキストのままだと意味の通じないまま読み上げてしまう。

※ 後出「1.2.7. 画像について」を参照

例：「＼(^_^)／」テキストのままだと、「バックスラッシュ まるかっこ キャレット
キャレット まるかっこ閉じ スラッシュ」と読む可能性があるため、画像化して
「わーい」「ばんざい」等の読みを指定する。

³ 【外字画像】人名・地名等で異体字（AJ1-6等）を使用した場合、書籍ではテキストとして表現できているが、電子書籍にした場合、環境依存文字と同様 JIS X 0213 の範囲外の文字は文字化けの恐れがあるため、画像化している文字画像

⁴ 【包摂文字】異なる字形を区別せず、それらを同じ文字として捉えること

⁵ 【パラルビ】本文中の初出のみ、もしくは見開き初出の文字に付けるルビ。対語は【総ルビ】

【対応】

- ① 画像化して内容を伝えられる代替テキストを付加する。
- ② とくに読み上げる必要がなければ、画像化だけして、代替テキストは入れない。

1.2.6. 単語や熟語をスペースや改行で区切らない

⇒単語や熟語を別々の文字として読み上げてしまう可能性がある。

例：「目次」を「目 次」とした場合、「め つぎ」と読む可能性がある。

例：ああ悲いかなこの自転車事件たるや、余はついに婆さんの命に従って自転 [改行] 車に乗るべく否自転車より落るべく「ラヴェンダー・ヒル」へと参らざる [改行] べからざる不運に際会せり、（以下略 『自転車日記』夏目漱石より）
のように字数を揃えるために不要な改行を入れると、「自転 [改行] 車」を「じてんしゃ」と読まず、「じてんくるま」と読む可能性がある。

【対応】

単語や熟語の間のスペースや改行には、TTS を意識した配慮をする。

1.2.7. 画像について

⇒画像は読み上げの対象にはならない。

【対応 1】

画像を読み上げるために内容に沿った「代替テキスト」を付加する。

- とくに読み上げる必要がなければ、代替テキストは空欄指定も可能。
- 文脈上理解を深めるために必要と判断した場合は、代替テキストを付加する。

【対応 2】

下記の項目が可能な場合は、テキスト化して読み上げに対応する。

- 扉や見出し等で文字の装飾を表現するためだけに画像化していて、装飾を省略可能な場合はテキスト化する。
- 外字画像を包摂文字等のテキストに置き換えが可能な場合は、テキスト化する。

【対応 3】

必要な画像についての説明を本文中で行う。

図面やグラフ等ビジュアルで意味を伝える場合は、数字等を全部読み上げるのではなくポイントの解説を本文中に織り込むと分かりやすくなる。

1.2.8. 画像の位置について

⇒画像の位置を指定した地点に代替テキストが入るので、文脈的に理解しやすい場所に画像を入れるように配慮する。

1.2.9. 代替テキストの本文

⇒代替テキストは、読み上げのために画像等の裏に隠れている。

代替テキストの本文は、読み上げるためだけに付けられ表示はされないで、コンテンツ全体の用語・用字の統一を気にすることなく、読み上げたとき伝わる言葉となっているかがポイント。

平仮名が多用されても問題はない。

1.2.10. 画像の色やコントラストに配慮する

⇒可読性を確保する。

【対応】

ロービジョンの方や色弱等色覚異常の方が読みやすいよう、文字の色と背景の色との明度差（コントラスト比）がしっかり出るように配慮する。

2. EPUB 制作者編

2.1. EPUB 制作者編 概要

このパートは、EPUB 制作者に向けて書かれている。

出版者から提供される InDesign 等の DTP データや PDF 等のデータを活用して EPUB を制作することを前提とした。

また、基本的な EPUB 制作は一般社団法人デジタル出版者連盟による「電書連 EPUB3 制作ガイド」を参照し、ここでは、TTS に対応しうるアクセシブルな電子書籍ファイルを制作するにあたって必要な要件を記載する。

残念ながら、ビューアや読み上げエンジンには統一された基準がないため、デバイス・OS・サービスによって仕様が異なる。現状では日本語特有の問題のほうが大きい。EPUB での対応に関しても、決定的なものがないといったほうが正しいかもしれない。

そのため EPUB 制作者にとっては、“アクセシブルな電子書籍となるよう心がける”ためのガイドブックとなる。

2.2. 文字について

2.2.1. 罫や見出し等

罫や見出し等で装飾を表現するためだけに画像化される文字が存在する。

⇒画像は読み上げないので、読み飛ばしてしまう。

【対応】

- ① 画像化して、読み上げに対応するために代替テキストを付加する。【必須】
※ 後出「2.4. 画像について」を参照
- ② 出版者の確認が取れれば、装飾を省略してテキスト化する。【推奨】

2.2.2. 外字

機種依存文字・異体字・JIS X 0213 範囲外の文字等、EPUB では扱えない文字（外字）のため、画像化される文字が存在する。

⇒画像は読み上げないので、読み飛ばしてしまう。

【対応】

- ① 画像化して、読み上げに対応するために代替テキストを付加する。【必須】
※ 後出「2.4. 画像について」を参照
- ② 出版者の確認が取れれば、包摂文字等の EPUB で扱えるテキストに置き換える。【推奨】

2.2.3. アスキーアート・顔文字・ギャル文字等

⇒テキストのままだと意味の通じないまま読み上げてしまう。

【対応】

画像化して、読み上げに対応するために代替テキストを付加する。【推奨】

※ 後出「2.4. 画像について」を参照

※ ローマ数字の「Ⅳ」をアルファベットの「I（半角のアイ）」「V（半角のヴイ）」で表現している等、意味の通じる文字に戻せる場合は、テキストで対応する。

例：「＼(^)／」テキストのままだと、「バックスラッシュ まるかっこ キャレット
キャレット まるかっこ閉じ スラッシュ」と読む可能性があるため、画像化して
「わーい」「ばんざい」等の読みの指定をもらう。

2.2.4. 単語や熟語の間のスペースや改行

⇒単語や熟語を別々の文字として読み上げてしまう可能性がある。

【対応】

単語や熟語の間に不要なスペースや改行の使用を避ける。【推奨】

※ 出版者に確認を取る必要がある。

もしくは、スペースの場合は代わりにスタイル（CSS）で字間を開ける。【推奨】

例：「目次」を「目 次」とした場合、「め つぎ」と読む可能性がある。

例：「自転車」を「自転〔改行〕車」とした場合、「じてんくるま」と読む可能性がある。

2.2.5. ハイパーリンク（a 要素）の設定

⇒曖昧な表記（こちら等）や記号や数字等に設定するとハイパーリンク⁶を読み上げたときに目的が理解できない可能性がある。

【対応】

単語や熟語等リンク先の内容が分かるようにハイパーリンクを設定する。【推奨】

※ 脚注の「※1」等は許容。

2.3. ルビ・傍点・圏点について

2.3.1. ルビの拗促音の注意事項

⇒並字にするとそのまま読み上げてしまう。

【対応】

ルビの拗促音を小書きにする。【推奨】

※ 出版者に確認を取る必要がある。

※ 「1.2.4. ルビの扱い」参照

2.3.2. 単語や熟語がモノルビ設定の場合の注意事項

⇒そのまま記述するとビューアによっては正しく読み上げない可能性がある。

⁶ 【ハイパーリンク】該当箇所や外部先を開くためのリンク

【対応】

熟語ルビ⁷を使用する。【推奨】

ビューアのルビの読み上げは下記の3つがあり、挙動はビューアによって異なる。

- ① ルビと親文字の両方を読み上げる
- ② ルビのみを読み上げる
- ③ 親文字のみを読み上げる

①の場合に、モノルビ⁸を記述すると正しく読み上げない可能性がある。

- モノルビの記述と読み上げ
`<ruby>漢<rt>かん</rt></ruby><ruby>字<rt>じ</rt></ruby>`
→「かん かん じ じ」と読み上げる。
- 熟語ルビの記述と読み上げ（正しい読み上げ）
`<ruby>漢<rt>かん</rt>字<rt>じ</rt></ruby>`
→「かんじ かんじ」と読み上げる。

2.3.3. 傍点・圏点のタグの記述

⇒ルビタグとして記述すると傍点・圏点自体を読み上げて、親文字を読み飛ばす可能性がある。

【対応】

傍点・圏点はスタイル（CSS）を使用する。【推奨】

2.4. 画像について

2.4.1. 画像の読み上げ

⇒画像は読み上げの対象にならない。

【対応 1】

画像を読み上げるために「代替テキスト」を記述する。【必須】

※ 代替テキスト：ビューアでは表示されない読み上げるためのテキスト

【対応 2】

下記の項目が可能な場合は、画像をテキスト化して読み上げに対応する。【推奨】

- ① 扉や見出し等で装飾を表現するためだけに文字を画像化していて、装飾を省略してもよいと出版者に確認が取れたものは、テキスト化する。
- ② 外字画像を包摂文字等のテキストに置き換えてもよいと出版者に確認が取れたものは、テキスト化する。

※ 外字画像：機種依存文字・異体字・JIS X 0213 範囲外の文字等、EPUB では扱えな

⁷ 【熟語ルビ】2文字以上連なる言葉の親文字全体対し、各親文字に割り当てるルビ

⁸ 【モノルビ】親文字1文字ごとに対応させたルビ

い文字（外字）のため、画像化している文字画像。

2.4.2. 代替テキストの記述方法

- img タグの alt 属性に代替テキスト（画像の説明や内容）を記述。

- 代替テキストは視覚障害者等のための読み上げ用なので、下記の仕様に従い、機械音声読み上げの利用を考慮して記述する。
 - 漢字は、新字が存在する場合は新字を使用し、存在しない場合は平仮名（片仮名）を使用するとよい。
 - 難読字・記号・式等読みが複雑なものは平仮名（片仮名）で記述するとよい。
 - 平仮名（片仮名）の読みが定かでない場合は、出版者に確認する。
 - 音声に区切りを入れたい場合は、半角全角スペースは飛ばされ、半角カンマやピリオドは区切られずに読み上げられてしまう可能性があるため、全角句読点（、。）を使用するとよい。

2.4.3. 代替テキストを記述する画像の種類

① 画像化された文字（扉・見出し・外字・顔文字・ギャル文字・式等）

- 画像が装飾的なものや重要な情報を伝えていない場合は、読み飛ばすため「alt=""」と記述する。
- 文字が画像化されているものは読み飛ばしを防ぐため、記述方法に則って画像の読みを alt 属性に記述する。
例：3/5→alt="ごぶんのさん" 等
- 外字画像にルビが付与されている場合も、ビューアによってはルビを読まないケースもあるため alt 属性を記述する。

② その他の画像（挿絵・図版等）

- 画像が装飾的なものや重要な情報を伝えていない場合は、読み飛ばすため「alt=""」と記述する。
- 出版者から代替テキストの指定がある場合は、記述方法に則って指定に従う。
- 出版者から代替テキストの指定がない場合は、alt 属性に最低限の内容が分かるように「〇〇画像」と記述する。

※「〇〇画像」の記述例

- 表紙画像
- 表画像
- グラフ画像
- 図画像
- 挿絵画像
- 写真画像
- イラスト画像
- 地図画像
- QR コード画像
- アスキーアート画像
- 等

※ 画像化された図版等のタイトルやキャプション等を alt 属性に記述する場合は、「〇〇画像」のあとに記述方法に則って記述する。

2.5. その他

2.5.1. 文字色と背景色のコントラスト

⇒コントラスト比が小さいと文字が見えにくい可能性がある。

【対応】

文字色と背景色のコントラスト比を 4.5:1 以上にする。【推奨】

代表的なチェッカーとして以下のようなものがある。

- WebAIM Color Contrast Checker : 文字色と背景色のコントラスト比を確認。
- Colorable : カラーコードを入力、またはスライダーで変化させながら確認。

2.5.2. epub:type 属性

⇒epub:type 属性の記述だけだと、支援技術が正しく認識しない可能性がある。

【対応】

下記のように role 属性を記述する。【推奨】

```
<nav epub:type="toc" role="doc-toc">  
<nav epub:type="page-list" role="doc-pagelist">  
<span epub:type="pagebreak" role="doc-pagebreak">
```

2.5.3. アクセシビリティメタデータ

⇒アクセシビリティに対応していることを示すメタデータの記述が必要になる。

【対応】

opf ファイルに下記のアクセシビリティメタデータを記述する。【必須】

- accessMode
- accessModeSufficient
- accessibilityFeature
- accessibilityHazard

【代替テキストに対応していることを示す記述例】

```
<meta property="schema:accessMode">textual</meta>  
<meta property="schema:accessMode">visual</meta>  
<meta property="schema:accessModeSufficient">textual,visual</meta>  
<meta property="schema:accessibilityFeature">alternativeText</meta>  
<meta property="schema:accessibilityHazard">none</meta>
```

3. ビューア開発者編

3.1. ビューア開発者編 概要

このパートは、電子書籍を表示する電子書籍ビューアの開発者に向けて書かれている。

リフロー型 EPUB コンテンツを対象としたビューアで、利用環境はパソコンとスマートフォン向けのネイティブアプリ⁹、もしくはブラウザ内アプリ¹⁰を想定している。

「EPUB 制作者編」に記載された要素を満たしたアクセシブル電子書籍（リフロー型 EPUB）が提供され、なおかつ、電子書店等のサービスがウェブのアクセシビリティ対応を完了していれば、障害の有無にかかわらず、すべての利用者は自らデジタル機器を操作して、電子書籍ビューアで読書を始められるようになる。

本ガイドブックでは、ページめくり、書籍内の移動等のビューア操作、ならびに音声読み上げ機能等、電子書籍ビューアがアクセシビリティを考慮するために、どのような機能を実装すべきかを解説する。

ただし、音声や動画を含むコンテンツ、フォーム入力を含むコンテンツ、動的な表示を含むコンテンツは、本ガイドブックの対象外とする。

なお、電子書籍が表示される環境のうち、電子図書館におけるビューアについては、図書館におけるアクセシブルな電子書籍サービスに関する検討会が作成し国立国会図書館が公開している『電子図書館のアクセシビリティ対応ガイドライン』に記載されているため、それを参照すること。

3.2. ビューア操作

3.2.1. キーボード操作

- ビューアの基本機能をすべてキーボードで操作できるようにする。
 - パソコン【必須】
 - スマートフォン【推奨】

3.2.2. 見出し移動機能

- 見出しの移動を行えるようにする。【推奨】

3.2.3. ナビゲーション文書による目次機能

- ナビゲーション文書（「論理目次」と呼ばれることもある）を表示し、選択した目次項目に該当するページを表示できるようにする。【推奨】

3.2.4. 書籍内の検索機能

- 任意の語句を入力してコンテンツ内を検索、検索結果のページを表示できるようにする。【推奨】

⁹ 【ネイティブアプリ】OS 上で動くインストール型アプリ

¹⁰ 【ブラウザ内アプリ】ウェブアプリ。ブラウザで動くアプリケーション

3.2.5. ハイパーリンクの選択・操作

- ハイパーリンクを選択し、該当ページを表示できるようにする。【推奨】

3.2.6. ビューア UI のコントラスト調整

- ビューア UI¹¹におけるテキスト表示では背景と 4.5:1 以上のコントラスト比を指定する。【推奨】
- ビューア UI において隣接するアイコン間は 3:1 以上のコントラスト比を指定する。【推奨】

3.3. 補助機能

3.3.1. スクリーンリーダー対応

- スクリーンリーダー¹²が有効な環境でビューアの操作ができること。【必須】
- ビューアのボタンやアイコン等を選択した際に、その項目をスクリーンリーダーが読み上げること。【必須】
- ビューアの表示するメッセージ類をスクリーンリーダーが読み上げること。【必須】

3.3.2. コンテンツの音声読み上げ機能

- コンテンツを読み上げる機能は必須。下記のどちらかの方式でコンテンツを読み上げる機能を実装する。【必須】
 - スクリーンリーダーや OS の支援機能¹³を用いて読み上げる。
ビューアとは別の、OS やアプリ等の読み上げ機能と連動させて読み上げを行う。
 - ビューアの音声読み上げ機能を用いて読み上げる。
ビューア自体に読み上げ機能を実装する。

3.3.3. コントラスト調整

- コントラストや色調を変更してコンテンツを表示できるようにする。【推奨】
- OS の補助機能等と連動してコントラストを調整できるようにする。【推奨】

3.3.4. OS やブラウザの拡大機能への対応

- OS やブラウザの拡大機能を用いて拡大表示した状態でも、ビューア UI が崩れずに表示できるようにする。【推奨】

¹¹ 【ビューア UI】ビューアのボタン、メニュー等の画面部品

¹² 【スクリーンリーダー】画面上の情報を音声で伝えたり、点字データで出力するための支援機能

¹³ 【OS の支援機能】読み上げ・拡大・高コントラスト等、OS 搭載のアクセシビリティ機能

3.3.5. 点字ディスプレイへの対応

- 点字ディスプレイ¹⁴にコンテンツの内容を出力できるようにする。【推奨】
- スクリーンリーダーと連動して点字ディスプレイに出力、もしくは独自に点字ディスプレイに出力する。【推奨】

3.4. コンテンツの表示

3.4.1. 文字サイズ変更

最低限 200%までの文字サイズ変更ができるようにする。【必須】

3.4.2. フォント種別の変更

明朝体・ゴシック体等の字形の変更ができるようにする。【必須】

3.4.3. 行間・文字間調整機能

- 行間調整ができるようにする。【推奨】
- 文字間調整ができるようにする。【推奨】

3.4.4. ハイパーリンク

- コンテンツ側でハイパーリンクの色指定がない場合は、背景色と 4.5:1 以上のコントラスト比の文字色で表示する。【推奨】
- ハイパーリンクを色だけでなく、下線を用いて表示できるようにする。【推奨】

3.4.5. ページタイトルを表示

現在開いている EPUB 内の title 要素もしくは書誌情報のタイトルを表示する。【推奨】

3.5. 読み上げ機能の動作

読み上げ機能は、ビューアとは別の OS やアプリ等の読み上げ機能と連動させて読み上げを行うか、ビューアに音声読み上げ機能を実装して読み上げを行う。

ビューア外の機能と連動させる場合は、下記の動作となるものが望ましい。音声読み上げ機能を実装する場合は、下記の動作のうち必須である項目を実装する。

- 読み上げ機能の動作

¹⁴ 【点字ディスプレイ】テキストを点字で出力する外部装置

- 画像の代替テキストを読み上げる。【必須】
 - `null @alt (alt="")` は無視する。【必須】
 - `role="presentation"` 属性の画像は無視する。【推奨】
- 音声読み上げ時にハイパーリンクがあることが分かるようにする。【必須】
- コンテンツの `lang` 属性に合わせた読み上げを行う。【推奨】
- 太字や下線等文字に設定された書式情報をスクリーンリーダー等で利用できるようにする。【推奨】
- 数字・アルファベットと文字コードで構成されている数式や化学式はそのままスクリーンリーダー等に渡し、読み上げ方はスクリーンリーダー等に任せる。【推奨】
- 読み上げ箇所を強調表示する。【推奨】
- テキストを1文字単位で文字の内容を説明する詳細読みで読み上げられるようにする。【推奨】

4. 電子書店編

4.1.電子書店編 概要

このパートは、電子書籍を販売するサイトの運営者・開発者に向けて書かれている。

アクセシブルな電子書籍が制作され、ビューアもアクセシビリティ対応するだけでは、障害者等が電子書籍を利用できない。

販売サイトが障害者にとって使いにくいと、そもそも「探す」「買う」ということができず「読む」に到達できないため、アクセシブルな電子書籍の普及には販売サイトの対応が必須となる。

おもな対応は、次の3点である。

- キーボードのみで操作できること
- スクリーンリーダーで内容が理解できるようになっていること
- 障害者に配慮したサイトデザインであること

本ガイドブックでは、こうした対応の必要性について簡単に解説する。

実際の実装方法については、令和5年3月31日版の一般社団法人電子出版制作・流通協会の『電子書籍販売サイト アクセシビリティ・ガイドブック』に記載されているため、それを参照すること。

4.2.キーボード操作

パソコンではキーボードのみで操作可能とする。

電子書店では、ユーザーはリンクやボタン、入力フォーム、チェックボックス等を用いて作品の検索や購入や閲覧、ユーザー登録といった操作を行う。視覚障害者等はこれらの操作をキーボードのみで操作できることが必要となる。

視覚障害者等はそれぞれの画面要素がどの位置にあるのかが見えないため、マウス等のポインティングデバイスは使うことができない。マウスでポインターを移動し、クリックすることを前提とした画面要素に対して、Tab キーや矢印キーによる移動、選択や入力、リターンキーによるクリック操作の代替が行えることが必要となる。

4.3.スクリーンリーダー対応

電子書店では、様々な画像や動画、アイコン等、テキストではない要素を用いて情報を伝えていることが多く見られる。

視覚障害者等は、スクリーンリーダーを用いて掲載されている情報すべてを音声読み上げで理解するため、これらの要素に「代替テキスト」がつけられていることが必要となる。

- 視覚障害者等がパソコンやスマートフォンを操作する場合に、画面に表示されている内容を読み上げて操作可能にするために、スクリーンリーダーを利用する。そのため、スクリーンリーダーで内容を理解できるようにし、操作もできるように対応することが望まれる。
- スクリーンリーダーに対応させるためのものの中には、色弱等のスクリーンリーダーを使わない障害者にも有効なものがある。

4.3.1. 画像に代替テキストを付ける

- スクリーンリーダーは画像の中身を読み上げないため、内容やリンク先が伝わらない。そのため、画像の内容を説明するための代替テキストが必要になる。

4.3.2. リンクの内容が分かるテキストを付ける

- 視覚障害者等は、リンクの周りの情報から、リンクの飛び先の内容を判断することは難しい。リンクは飛び先が分かるテキストとすることが望まれる。
- 例えば、 * (アスタリスク)のみにリンクを設定するといったことは望ましくない。

4.3.3. ボタン、入力フォーム、チェックボックスにその内容が分かるラベルを付ける

- 入力フォームの項目やボタン等にテキスト情報がないと、視覚障害者等は、それが何のための項目なのかがわからない。音声で項目が分かるようにボタン、入力フォーム、チェックボックス等にはラベルを設定することが望まれる。

4.3.4. 入力フォームのエラーチェックは厳格にしすぎないようにする

- 半角・全角の違いでエラーにするとといった厳格なエラーチェックを行うと、視覚障害者等だけでなく、細かな文字を把握することが難しい人にとっても、エラー箇所を判別することが難しい。
- エラーチェックは厳密にしすぎず、入力内容のバリデーションは寛容にすることが望まれる。

4.3.5. 動画を使用する場合に、その内容を音声読み上げでも理解できるようにする

- 動画を使用する場合、視覚障害者等が内容理解に利用できるのは映像の音声のみである。
- 映像を見なくても内容を理解できるように動画の内容を説明するテキスト情報が必要となる。

4.4. サイトデザインへの配慮

電子書店のサイトデザインは、見た目のデザインを意識して決定されることが多い。しかし、視覚障害者等がサイトの構成を把握するには、画面要素が構造化されていることが必要となる。

視覚障害者等はスクリーンリーダーですべてを読み上げて確認するので、サイトが構造化されていれば、見出しのみを選択したり、ヘッダ部分をスキップしたりといった操作で、自分が関心を持っている箇所を判別することが少ない手間で行えるようになる。

4.4.1. ウェブサイトを構造化し見出し要素等を適切に付与する

- 視覚障害者等がサイト内の位置や構成を把握する手助けになるので、見出しの情報（h1 タグ、h2 タグ等）は、意味合いを考えてレベルを決める必要がある。

- 構成を把握するには、順番も重要なため、h1 タグの次に h3 タグが来るような歯抜けがないようにする。
- リンクやフォームの要素は関係する項目が連続した状態にして順番にフォーカスできるようにする。

4.4.2. アクセシビリティ対応状態の表示

- アクセシビリティの対応状態は、障害者がその書籍を利用することができるかの判断材料となる。
- コンテンツのアクセシビリティ対応状態を表示しておくことが望まれる（音声読み上げに対応しているか否かといった情報）。

4.4.3. 色だけで情報を伝えない

- 色を把握するのが困難な障害者もいる。例えば入力フォームで、必須項目の項目を赤色で表現しても、色を判別できない人はどこが必須項目かはわからない。
- 同じように、入力フォームでエラーを検出した際に、エラー項目を色だけで示しても、この項目がエラーとなっているのかを把握できない。

4.4.4. 入力時間の制限について配慮する

- 健常者に比べて操作に時間がかかることが考えられる。タイムアウトがある操作は動作に注意する必要がある。
- ワンタイムパスワード等のタイムアウトについても十分な余裕が必要となる。

4.4.5. ログイン時の入力

- 視覚障害者・難読者は、絵を判断して選択する・画像で書かれた文字を判定するといった視覚依存の CAPTCHA を使えない。そのような手法には代替手段を用意する必要がある。

4.4.6. 決済方法

- 決済時に多要素認証（MFA）や本人確認が必要な仕組みの場合は、その操作も読み上げで操作可能になっていないと、視覚障害者等は利用することができない。
- クレジットカード決済でも、とくにセキュリティコード（CVV/CVC）は入力が難しいことが考えられる。
- 代替の支払い手段（例：キャリア決済、銀行振込、口座振替、請求書払い、電子マネー/ウォレット等）を用意することも望まれる。

おわりに

このガイドブックは、よりアクセシブルな電子書籍を制作する意識を高める目的で作成している。

『1. 著者・編集者・出版者編』では、視覚障害等の方々にも TTS で（音を使って）作品を楽しんでいただくという、今まで一部の人が意識することのなかったことに目を向けてほしいという思いを込めた。

1990 年代の電子書籍黎明期から蓄積してきたコンテンツのすべてを修正することは現実的ではないものの、今後制作するものは、少なくとも“読み飛ばし”を減らし、作品の内容が利用者に伝わるよう配慮したつもりである。

『2. EPUB 制作者編』と『3. ビューア開発者編』では、出版者が意図するところがきちんと実現できる設定をすることを主眼とした。

EPUB のアクセシビリティを高めるだけでなく、『4. 電子書店編』では、購入する電子書店の配慮も併せて記した。実装については、一般社団法人電子出版制作・流通協議会による『電子書籍販売サイト アクセシビリティ・ガイドブック』（2023 年 3 月公開）に詳しい。

また、2025 年 5 月に WCAG 2.1 及び WCAG 2.2 を参考規格として参照した『電子図書館のアクセシビリティ対応ガイドライン 2.0』が国立国会図書館から公表されている。このガイドでは図書館における民間電子書籍サービスの利用に関係するウェブアクセシビリティが網羅されているので、電子図書館事業者ばかりでなく、電子書店の方々にも活用してほしい。

ウェブサイトのアクセシビリティが最初の一步であることは言うまでもない。

TTS は、エンジンによって読まれ方が違うため、仕様の標準化がなされない限り、デバイスやサービスによって、その意図がうまく反映されない可能性がある。ルビ文字と被ルビ文字の読み上げはその差異がとくに顕著で、最適解がないのが実態である。

TTS だけではなく、読み上げエンジン側に仕様の標準があれば、より聞きやすい形のアクセシブルな電子書籍の制作が可能になるのではないかと感じている。またビューア側に辞書機能や AI 機能が近い将来実装されれば、“代替テキスト”問題も、AI に任せることもできるはずだ。アクセシブルな読書環境を実現するためには、必ずしも出版者や EPUB 制作者だけが負うべきものではなく、より多くのプレイヤーのそれぞれの領域での配慮が求められている。

プレイヤーを分けて構成したこのガイドブックが、各者の合理的配慮の一助となることを願って。

参考資料編

1. 電子書籍のアクセシビリティに関する法律・制度等

1.1. 電子書籍のアクセシビリティに関する法律・制度等 概要

「はじめに」で述べたように、本ガイドブックは「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」の基本的施策、第9条と第12条に掲げられているアクセシブルな電子書籍の量的拡充と質的向上を進めるための一助となることを目的として作成したものである。

そこで国内における読書バリアフリーの実現に関わる法規や基本計画について、その概略を整理した。

また、今後国内だけでなく、海外においても日本の電子書籍が提供されることも想定される。このため読書バリアフリーの実現に積極的に取り組んでいる欧州及び米国における法制度についても、参考として示す。

1.2. 障害者差別解消法

障害者差別解消法は日本における障害者の権利保障を進めるための基本法であり、2006年に国連で採択された「障害者権利条約」を批准したことにより、日本でも障害者に対する差別を禁止し合理的配慮を義務づける国内法の整備が必要となったことから、2013年に制定され、2016年（平成28年）4月から施行された。

障害者差別解消法では行政機関や事業者に対し、障害を理由とした不当な差別的取扱いを禁止するとともに、障害者が日常生活や社会参加で直面する不便を解消するため、「合理的配慮の提供」を求めている。制定当初、行政機関は合理的配慮の提供が法的義務とされ、民間事業者は努力義務とされた。

障害者差別解消法は2021年に改正され、民間事業者についても合理的配慮の提供が義務化された。この改正は、2024年4月から施行されている。

出版者・書籍への影響として、障害者に対して「読む手段がない」状態を放置することが事実上の利用制限＝差別にあたる可能性がある。出版社や電子書籍販売などの事業者も、2024年の法改正で合理的な配慮の提供が「努力義務」から「義務」に格上げされたため、電子書籍の提供においても「可能な範囲で障害者がアクセスできる形にすること」が求められる。

1.3. 読書バリアフリー法

2006年の国連「障害者権利条約」や、2013年の「マラケシュ条約」（視覚障害者などに読書機会を保障するための国際条約）が契機となり、日本国内でも読書バリアフリーの法整備が求められるようになった。その流れを受けて、2019年（令和元年）6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」が全会一致で成立し、同年6月28日に施行された。

読書バリアフリー法は、障害のある人々が読書を楽しむ権利を保障するための基本法であり、読書は知識や情報を得るための基盤であり、文化的生活を送る上で不可欠であるとして、視覚障害者や発達障害者など、活字をそのまま読むのが難しい人に対して、読書環境を

整えることを目的としている。

基本理念

- 障害の有無にかかわらず、すべての人が等しく読書に親しめる環境を整備することを国・地方公共団体・出版関係者の責務とする。

国と自治体の責務

- 国は基本方針を定め、施策を総合的に推進する。
- 地方自治体は地域の実情に応じて具体的な取り組みを行う。

出版者・関係機関の役割

- 図書館利用における体制整備：視覚障害者等が利用しやすい書籍を備え、貸し出しや利用を支援する。
- インターネットを利用したサービスの提供体制の強化
- 特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援
- 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等
- その他：外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備、端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援、情報通信技術の習得支援、研究開発の推進、人材の育成等を図る。

1.4. 読書バリアフリー基本計画

2019 年（令和元年）に施行された「読書バリアフリー法」において、国が全体的な方針を示すための「基本計画」を策定することが定められ、これに基づき 2020 年（令和 2 年）7 月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（読書バリアフリー基本計画）」が文部科学大臣及び厚生労働大臣により策定された。

この計画は令和 2 年度～令和 6 年度の 5 年間を対象とし、国や自治体、教育機関、出版業界が取り組むべき課題をまとめている。

基本方針

1. アクセシブルな電子書籍等の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供
2. アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上
3. 視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮

施策の方向性（カッコ内は読書バリアフリー法の条文）

1. 視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等（9 条関係）
2. インターネットを利用したサービスの提供体制の強化（10 条関係）
3. 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（11 条関係）
4. アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等（12 条関係）
5. 外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備（13 条関係）
6. 端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、ICT の習得支援（14 条・15 条関係）
7. アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端的技術等の研究開発の推進等（16 条関係）
8. 製作人材・図書館サービス人材の育成等（17 条関係）

第一期（令和 2 年度～令和 6 年度）が終了したことを受け、第二期基本計画が障害当事者、図書館関係、出版関係者などの意見や、パブリックコメントを踏まえて策定され、文部科学省・厚生労働省が共同で、2025 年（令和 7 年）3 月 28 日に正式に発表された。第二期

では第一期の内容に加え、新たに以下の観点が盛り込まれている。

- AI など先端技術の積極的活用
- 専門人材や体制の強化
- デジタル・オンライン支援のさらなる充実
- 製作プロセスの効率化と技術基盤の整備
- 電子書籍販売・図書館システムのアクセシビリティ対応
- 進捗管理の明文化

1.5. 欧州アクセシビリティ法

欧州アクセシビリティ法（European Accessibility Act, 略称：EAA）（Directive (EU) 2019/882）は、障害の有無にかかわらず誰もが製品・サービスを使える社会を目指し、加盟国ごとにばらついていた要件を単一市場の水準にそろえることを目的として、欧州議会・理事会によって 2019 年 4 月に採択され、同年 6 月に官報公示、各国の国内法化を経て 2025 年 6 月 28 日から適用が始まった。移行措置として、適用開始前に結んだサービス契約は最長 5 年（～2030 年 6 月 28 日）まで継続でき、既存設備を使うサービスにも猶予が設けられている。一方、適用開始後に市場投入・提供する新しい製品やサービスは原則として EAA に適合することが求められる。

EAA の対象範囲は「製品」と「サービス」があり、製品には汎用 PC や OS、電子通信端末、AV 機器、各種セルフサービス端末、そして電子書籍用端末（e-reader）も含まれる。

またサービスには電子通信、AV メディアへのアクセス、旅客関連情報・チケット販売、消費者向けオンラインバンキング、電子商取引（e コマース）、そして電子書籍（コンテンツと閲覧ソフト）が含まれる。

製品は、CE マークの適合取得と技術文書の整備を行うことが義務であり、サービスはウェブ・アプリ・サポート手段などサービス提供全体について「知覚可能・操作可能・理解可能・堅牢」という機能的要件に沿って設計・運用することが義務となっている。

電子書籍は以下の要件を満たすことが求められ、このため EPUB 3 及び EPUB Accessibility 1.1 に準拠することが推奨されている。

1. 電子書籍にテキストに加えて音声が含まれている場合は、同期したテキストと音声を提供することを保証する。
2. 電子書籍のデジタルファイルが支援技術の適切な動作を妨げないようにする。
3. コンテンツへのアクセス、ファイルコンテンツとレイアウト（動的レイアウトを含む）に対するナビゲーション、構造の提供、コンテンツの表示における柔軟性と選択肢を保証する。
4. コンテンツの代替表現を可能にし、認識可能、理解可能、操作可能、かつ堅牢な方法で、さまざまな支援技術との相互運用性を実現する。
5. アクセシビリティ機能に関するメタデータ情報を提供することで、それらを検出可能にする。
6. デジタル著作権管理技術（DRM）によってアクセシビリティ機能がブロックされないようにする。

また電子書籍を含むすべてのサービスに関連する一般的アクセシビリティ要件として、以下の要件を満たすことが求められている。

1. 複数の感覚チャネルを介して情報を利用できるようにする。

2. 情報をわかりやすい方法で提示する。
3. ユーザーが認識できる方法で情報を提示する。
4. 情報コンテンツをテキスト形式で利用できるようにし、これを使用して、ユーザーがさまざまな方法で、また複数の感覚チャネルを介して提示できる代替支援形式を生成する。
5. 予測可能な使用条件を考慮し、十分なコントラストを使用し、文字、行、段落間の間隔を調整しながら、適切なサイズと形状のフォントで提示する。
6. テキスト以外のコンテンツをそのコンテンツの代替プレゼンテーションで補足する。
7. サービス提供に必要な電子情報を、認識可能、操作可能、理解可能、かつ堅牢なものにすることにより、一貫性と適切性をもって提供する。

1.6. 障害を持つアメリカ人法

障害を持つアメリカ人法（Americans with Disabilities Act of 1990、略称:ADA）は障害を理由とする差別を包括的に禁じる法律であり、1990年に成立した。制定後も「障害に関する定義の拡張」、「設計基準の近代化」、そして「デジタル領域（ウェブ／アプリ）への適用」が行われている。

デジタル領域への適用については、司法省が2022年に「ウェブアクセシビリティとADA」ガイダンスを出し、州・地方政府（Title II）と一般事業者（Title III）それぞれのウェブがADAの対象であることが示されている。さらに2024年、Title IIの最終規則を公布し、州・地方政府が提供するウェブとモバイルアプリにWCAG 2.1 レベル AAへ準拠することを義務化し、州や自治体の人口規模に応じて2026～2027年までに順次遵守を求めている。

電子書籍に関しては、教育機関・図書館・民間プラットフォームのそれぞれにおいてアクセシビリティ対応が求められている。2010年の司法省と教育省による共同書簡において、視覚障害者が使えない専用eリーダーを授業で必須化することはADA及びリハビリテーション法504条に抵触し得るとの警告が示された。また2012年にはサクラメント公立図書館が、スクリーンリーダー非対応の端末貸出をめぐり司法省及び米視覚障害者連合（National Federation of the Blind: NFB）と和解し、以後の機器調達・運用でアクセシビリティを確保する方針が明確化された。

民間のオンライン書店・読み放題サービスに関しても、2015年の判例「Scribd 訴訟（NFB v. Scribd）」において、オンラインのみで提供される事業にもTitle IIIが及ぶとする判断が示され、以後、電子書籍ビューアや電子書籍販売サイトは「公衆に開かれた事業」としてアクセシビリティの確保（実務上はWCAG 2.0/2.1のレベル AAに準拠すること）が強く求められるようになっていく。

2. 電子書籍のアクセシビリティに関する技術仕様

2.1. 電子書籍のアクセシビリティに関する技術仕様 概要

本ガイドブックはリフロー型 EPUB 電子書籍をアクセシブルに制作することができるよう、各事業者が具体的にどのように対応すればよいかをまとめている。リフロー型を含む EPUB 電子書籍のアクセシビリティについては、技術仕様として EPUB Accessibility 1.1 が公開されており、またその中でウェブコンテンツのアクセシビリティに関する技術仕様である WCAG が参照されている。

これら技術仕様はリフロー型 EPUB 電子書籍のアクセシビリティを実現するうえで重要な位置づけであることから、各技術仕様の概要について参考として示す。

2.2. EPUB Accessibility 1.1

EPUB Accessibility 1.1 は EPUB 電子書籍に求められるアクセシビリティ仕様であり、2023 年 5 月に EPUB3.3 とともに W3C 勧告として公開されている。

EPUB Accessibility 1.1 では EPUB 電子書籍に対して 3 種類のアクセシビリティメタデータを付与することが定められ、また満たすべきアクセシビリティ要件として WCAG への準拠が必要とされている。

アクセシビリティ対応のために必要な要素として、以下の三点があげられる。

1. アクセシビリティ向けメタデータの付与
 - 「accessMode」「accessibilityFeature」「accessibilityHazard」
※これらはアクセシビリティに対応していなくても付与する必要がある
2. 「WCAG 2.x レベル A/AA」以上への準拠
 - 最低でも、WCAG 2.0 レベル A 以上に準拠すること
 - WCAG 2 の最新版 (2.2) のレベル AA 以上を強く推奨
 - 各 XHTML ではなく、EPUB 全体が適合要件を満たす必要がある
3. アクセシビリティ準拠を示すメタデータの付与
 - 準拠レベルを示す「dcterms:conformsTo」と評価機関を示す「a11y:certifiedBy」
※アクセシビリティ要件に準拠する場合には必要

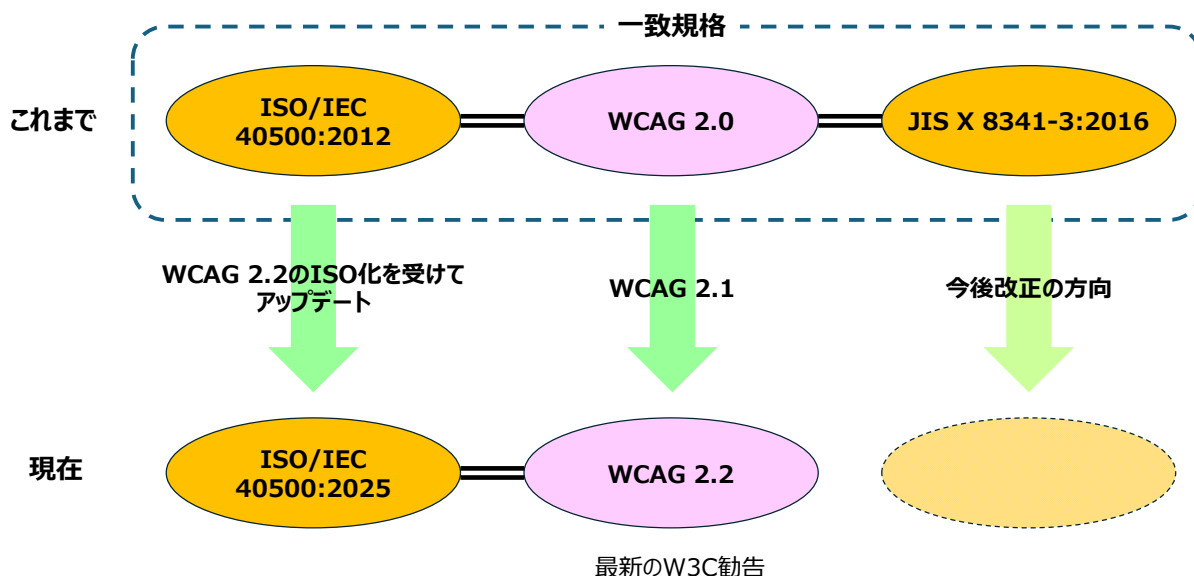
2.3. WCAG 2.2

Web Content Accessibility Guidelines (WCAG) とは、W3C (World Wide Web Consortium) によって策定された、ウェブコンテンツを誰でも利用できるようにするための国際的なガイドラインである。WCAG 2.0 は 2008 年 12 月 11 日に W3C 勧告として公開され、2.1 は 2018 年 6 月 5 日に、最新の WCAG 2.2 は 2023 年 10 月 5 日に W3C 勧告されている。

2012 年には WCAG 2.0 がそのまま国際規格 ISO/IEC40500:2012 となり、2016 年 3 月に JIS

X 8341-3 が ISO/IEC40500:2012 との一致規格として改正されたことにより、世界及び日本国内におけるウェブコンテンツのアクセシビリティに関する標準仕様となった。

2023 年 10 月には最新版の WCAG 2.2 勧告が公開され、これを受けて 2025 年 9 月に「ISO/IEC40500:2012」が廃止され、「ISO/IEC40500:2025」にアップデートされている。この ISO 規格のアップデートに伴い、JIS X 8341-3 も WCAG 2.2 に準拠して改正されることが想定される。



WCAG は 4 つの原則で構成され、それぞれガイドライン項目と、具体的な達成基準が定められている。

原則	内容	ガイドライン項目	説明
知覚可能 (Perceivable)	情報及びユーザーインターフェースコンポーネントは、利用者が知覚できる方法で利用者に提示可能でなければならない。	1.1 テキストによる代替	すべての非テキストコンテンツにテキストによる代替を提供すること
		1.2 時間依存メディア	時間依存メディアには代替コンテンツを提供すること
		1.3 適応可能	情報、及び構造を損なうことなく、様々な方法で提供できるようにコンテンツを制作すること
		1.4 判別可能	コンテンツを、利用者にとって見やすく、聞きやすいものにする
操作可能 (Operable)	ユーザーインターフェースコンポーネント及びナビゲーションは操作可能でなければならない。	2.1 キーボード操作可能	すべての機能をキーボードから利用できるようにすること
		2.2 十分な時間	利用者がコンテンツを読み、使用するために十分な時間を提供すること
		2.3 発作と身体的反応	発作や身体的反応を引き起こすようなコンテンツを設計しないこと

		2.4 ナビゲーション可能	利用者がナビゲートしたり、コンテンツを探し出したり、現在位置を確認したりすることを手助けする手段を提供すること
		2.5 入力モダリティ	利用者がキーボード以外の様々な入力を通じて機能を操作しやすくすること
理解可能 (Understandable)	情報及びユーザーインタフェースの操作は理解可能でなければならない。	3.1 読み取り可能	テキストコンテンツの読み取りと理解を可能にすること
		3.2 予測可能	ウェブページの表示や挙動を予測可能にすること
		3.3 入力支援	利用者の間違いを防ぎ、修正を支援すること
堅牢 (Robust)	コンテンツは、支援技術を含む様々なユーザーエージェントが確実に解釈できるように十分に堅牢(robust)でなければならない。	4.1 互換性	現在及び将来の、支援技術を含むユーザーエージェントとの互換性を最大化すること

達成基準はレベル A、レベル AA、レベル AAA の 3 つのレベルがあり、順に達成の難易度が高くなるが、それを実現することでより高度なアクセシビリティを実現することが可能となる。

レベル	内容
レベル A	最低限のアクセシビリティ基準
レベル AA	多くのユーザーにとってのアクセス改善（推奨されるレベル）
レベル AAA	最高のアクセシビリティ基準（達成が難しい）

3. アクセシビリティに関する技術仕様への対応方針

EPUB Accessibility 1.1 では WCAG 2.0 のレベル A 以上に準拠することが必須要件、そして WCAG 2.2 のレベル AA 以上に準拠することが強く推奨されている。しかしながら WCAG の達成基準はウェブコンテンツすべてを対象としているため、EPUB 電子書籍ではコンテンツ内で用いることがあまり想定できない要件も含まれている。

そこで本ガイドブックでは、障害者差別解消法の「合理的配慮の提供」について対応することを念頭に置き、必須要件及び推奨要件を定めている。WCAG 2.2 のレベル A 項目への対応については、この「合理的配慮の提供」に対応した EPUB コンテンツ及び電子書籍ビューアが広く提供されるようになったうえで、次のステップとして取り組んでいくべき課題として認識している。

4. 関連するガイドライン・ガイドブック

視覚障害者等が読書を楽しむためには、リフロー型 EPUB 電子書籍がアクセシブルになることに加え、電子書店や電子図書館サービスでアクセシブルな EPUB 電子書籍を見つけ出し、それを視覚障害者等が利用可能な形で閲覧できるようにする必要がある。

このため、本ガイドブックに加え、以下のガイドラインやガイドブックも活用することが望ましい。

4.1. 電子図書館のアクセシビリティ対応ガイドライン 2.0¹⁵

公開：令和 7 年（2025 年）5 月

WCAG 2.1 及び 2.2 に対応

図書館におけるアクセシブルな電子書籍サービスに関する検討会が『電子図書館のアクセシビリティ対応ガイドライン』を策定し、事務局である国立国会図書館が公開している。このガイドラインは、図書館が提供する電子図書館サービスについて、ウェブサイトおよび閲覧用のビューアを対象としている。

なお電子図書館のアクセシビリティ対応において、本ガイドブックは電子図書館が取り扱う電子書籍コンテンツに適用される。ただし本ガイドブックは文芸書やビジネス書等、文字を中心として構成されている電子書籍、リフロー型 EPUB を想定しているため、必ずしも電子図書館で提供されるすべてのコンテンツを含んでいるものではないことに留意されたい。

¹⁵ <https://www.ndl.go.jp/support/guideline>

4.2. 電子書籍販売サイト アクセシビリティ・ガイドブック¹⁶

公開：令和5年（2023年）3月

WCAG 2.0 に対応

一般社団法人 電子出版制作・流通協議会による、電子書籍販売サイト（本ガイドブックにおける「電子書店」を指す）のアクセシビリティ対応に関するガイドブック。

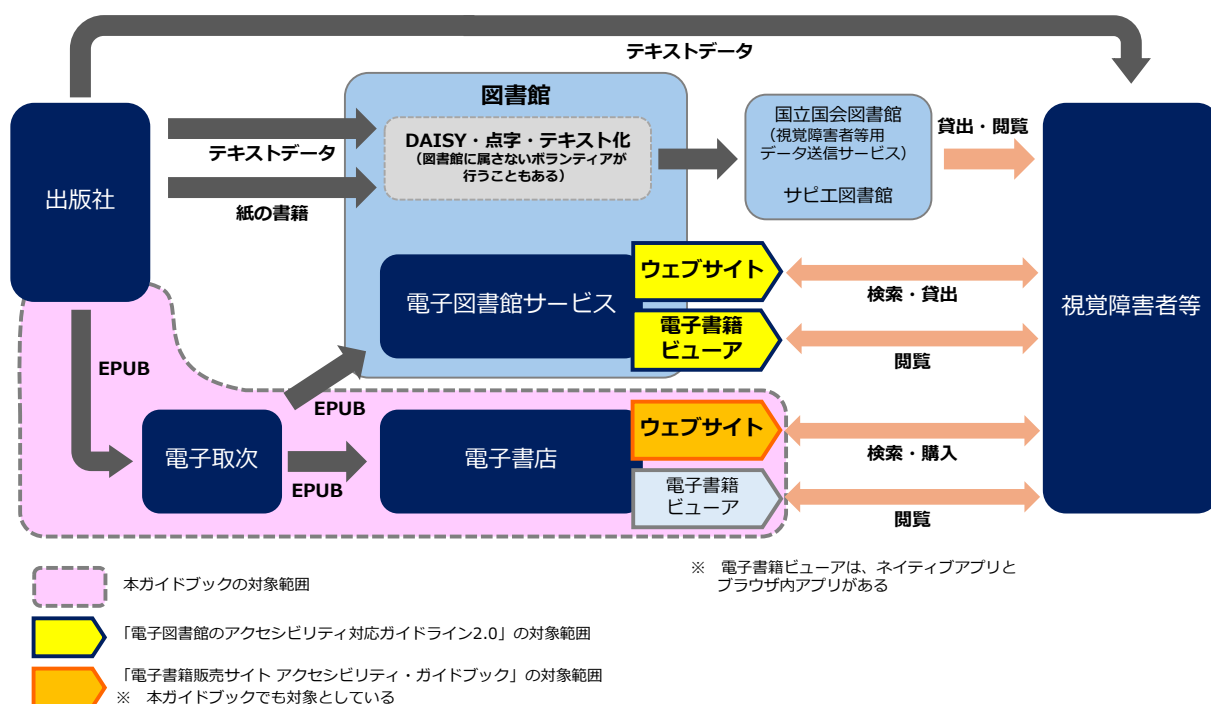
電子書籍販売サイトをアクセシブルにするために必要な対応を規定するとともに、ウェブサイトのアクセシビリティを継続的に維持していくために必要な体制、業務プロセスについても規定している。

4.3. 各ガイドライン・ガイドブックの位置づけ

本ガイドブックはコンテンツを作る『著者・編集者・出版者編』と配信ファイルを作成する『EPUB 制作者編』に重点を置いて解説している。『ビューア開発者編』はビューアのアクセシビリティを考慮するための機能に重点を置き、また『電子書店編』でもポイントを絞って解説しつつ、決済について触れている。

上記の両ガイドライン・ガイドブック、特に『電子図書館のアクセシビリティ対応ガイドライン』は電子図書館サービスを利用して視覚障害者等が読書するうえで、書籍を検索し、貸出や閲覧を行うためのウェブサイト、そして電子書籍を閲覧するためのアクセシビリティを詳細に解説している。ウェブサイト（図書館・書店共に）アクセシビリティを担保するためには、必読のガイドとなっている。

本ガイドブック及びこれら両ガイドライン・ガイドブックの対象領域を、以下に示す。



¹⁶ https://aebs.or.jp/archives/001/202503/allguidebook_for_ebooksalesite.pdf

また電子書籍分野のみを対象としているわけではないが、ウェブサイトのアクセシビリティ対応については以下のガイドライン、ガイドブックも有用な情報を提供している。

4.4. みんなの公共サイト運用ガイドライン（2024 年版）¹⁷

国及び地方公共団体等の公的機関（以下、「公的機関」という。）のホームページ等が、高齢者や障害者を含む誰もが利用しやすいものとなるように、公的機関がウェブアクセシビリティの確保・維持・向上に取り組む際の取組の支援を目的として、総務省によって作成されたガイドライン。

電子書店等、民間事業者が提供するウェブサイトをアクセシブルにする際にも活用できる情報が多く掲載されている。

4.5. ウェブアクセシビリティ導入ガイドブック¹⁸

デジタル庁が公開している、ウェブアクセシビリティに初めて取り組む行政官の方や事業者向けに、ウェブアクセシビリティの考え方、取り組み方のポイントを解説する、ゼロから学ぶ初心者向けのガイドブック。

豊富な事例や図解を盛り込み、わかりやすい内容となっている。

¹⁷ https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/guideline.html

¹⁸ <https://www.digital.go.jp/resources/introduction-to-web-accessibility-guidebook>

第16回視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る関係者協議会資料(関係省庁等)

省庁等		総務省	所属	情報流通行政局 情報流通振興課 情報活用支援室	役職・氏名	課長補佐 興石 美和	
基本計画		これまでの取組		成果・達成状況	今後の取組・目標		資料番号
①	Ⅲ.7(第16条関係)外国からのアクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端技術等の研究開発の推進等	【障害者の利便の増進に資する研究開発への助成】ICT分野の研究開発等への支援を通じて、読書バリアフリー等の実現に資するものを含む障害者等の利便の増進に資するICT機器・サービスの技術開発の促進や、技術的な課題の解決に資する調査研究等を実施。		令和8年度のICT分野の研究開発等への支援を通じて、障害者等の利便の増進に資するICT機器・サービスの研究開発等を実施(助成件数12件)。	障害者等の利便の増進に資するICT機器・サービスの研究開発の成果の社会実装による情報バリアフリー環境の整備(先進的なICT機器の社会実装、サービス高度化等)の継続。 研究開発助成事業の事業化率50%以上:令和7年度53%		総-1
課題・補足							

デジタル・ディバイドを解消し、障害者や高齢者を含めた、誰もがICTによる恩恵を享受できる情報バリアフリー環境を実現し、障害等当事者のニーズを把握した上で利便増進に資するICT機器・サービスの研究開発等を推進するため、以下の助成等を実施。

実施主体	総務省	国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）	
事業名	デジタル・ディバイド解消のための技術等研究開発推進事業	情報バリアフリー役務提供事業推進助成金	障害関連情報の提供・共有データベースの運用
事業内容	高齢者・障害者の利便の増進に資する新たなICT機器・サービスの <u>研究開発</u> を行う者に対し助成金を交付。	身体障害者の利便の増進に資するICT <u>サービスの提供</u> を行う者に対し、助成金を交付。	研究開発者向け に有益な情報となる当事者等のニーズ・困りごと情報・研究者・実証の場等の情報を、 障害者等当事者向け に困りごとを解決できるICT機器・サービス等の情報などを掲載し、障害当事者等と研究開発者との間のニーズ等の橋渡しを行う役割を担っている。
補助率	●設定テーマ（※1）型事業： ① 指定規模以下の企業等（※2）、大学等は2/3以内（初年度のみ10/10以内） ② ①以外の企業等は1/2以内（初年度のみ2/3以内） ●設定テーマ以外の事業：1/2以内	●初年度（新規事業者）2/3以内 ●2年目以降（継続事業者）1/2以内	

※1 設定テーマ

- ① 教育や就労の場面における障害者等のインクルーシブな日常生活を支援するもの
- ② 既にあるICTツール等に、新たな機能を組み合わせることによって、重度障害者等のコミュニケーションを促進するもの
- ③ 市場形成が困難で、重度重複障害者等を支援する挑戦的なもの（オーファンテクノロジーの開発）
- ④ 読書バリアフリー等の実現に資するもの
- ⑤ 手話による意思疎通等の円滑化の支援に資するもの

※2 資本金の額が1億円以下であり、大企業からの出資がない企業等

第16回視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る関係者協議会資料(関係省庁等)

省庁等	国立国会図書館	所属	電子情報部	役職・氏名	司書監 電子情報企画課長兼務 高品 盛也
-----	---------	----	-------	-------	-------------------------

基本計画		これまでの取組	成果・達成状況	今後の取組・目標	資料番号
①	Ⅲ.1(第9条関係)(1)アクセシブルな書籍等の充実	【国立国会図書館での製作及び他機関製作分の収集】 ・公共図書館、大学図書館等のデータ提供館から視覚障害者等用データを収集した。 ・他機関では製作が困難な学術文献について、視覚障害者等向け録音図書やテキストデータを製作した。 ・デジタル化資料のOCRテキスト化事業を実施し、全文テキストデータとして、視覚障害者等用データ送信サービスでの提供を開始した。 ・オープンソースで公開可能なOCRの研究開発も併せて実施した。	・令和2年度から令和7年度までの6か年で、公共図書館、大学図書館等から計29,999件の視覚障害者等用データを収集した。データ提供館は84館増加して、令和7年度末現在175館となった。 ・令和2年度から令和7年度までの6か年で、視覚障害者等向け録音図書(DAISY形式)を64タイトル(1,943時間分)製作した。また、254タイトルの校正済テキストデータと563タイトルの未校正テキストデータを製作した。 ・令和4年度末にデジタル化資料の全文テキストデータの提供を開始し、令和7年度末までに約347万点の全文テキストデータを提供した。 ・令和7年度末時点で、当館が製作したデータ、データ提供館等から収集したデータ、デジタル化資料からOCR処理により作成した全文テキストデータをあわせて、約353万点(内訳は以下参照)視覚障害者等用データ送信サービスで提供している。令和2年度から令和7年度までの6か年で約351万件増加した。 当館製作の視覚障害者等用データ☒4,085点 当館が収集した視覚障害者等用データ☒54,169点 デジタル化資料の全文テキストデータ☒3,467,150点 計☒525,404点 ・国立国会図書館が障害者サービスとして取り組むべき事項をまとめた新たな計画として、「障害者サービス実施計画2025-2029」を令和6年度末に策定した。 ・明治期以降に刊行された活字のデジタル化資料を当館においてテキスト化するためのOCRを令和3年度に開発し、NDLOCRと名付けて令和4年5月にCC BYライセンスで一般公開した。また、NDLOCRに対して視覚障害者等用データとして適するよう読み順の整序等の機能を付与し、性能改善も行う追加開発を令和4年度に実施し、NDLOCR ver.2として令和5年5月にCC BYライセンスで一般公開した。 ・NDLOCR(ver2.1)を利用したデジタル化資料をテキスト化するためのOCR業務システムを構築し、令和6年1月から稼働を開始した。 ・NDLOCRの軽量版として、一般的な家庭用コンピュータやOS環境で、図書や雑誌といった資料のデジタル化画像からテキストデータが作成できるNDLOCR-Liteを令和8年2月にCC BYライセンスで一般公開した。	【国立国会図書館での製作及び他機関における製作促進・製作分の収集】 ・公共図書館、大学図書館、学校図書館、視覚障害者情報提供施設及びボランティア団体等が製作する視覚障害者等用データの収集を推進し、収集データ件数の拡大に努める。 ・他機関では製作が困難な学術文献について、録音図書(DAISY形式)、テキストデータ(ブレーンテキスト及びEPUB)を引き続き製作する。 ・アクセシブルな書籍等の製作においては、代替テキスト製作における生成AIの活用等、技術により効率化を図ることを検討する。 ・出版者から視覚障害者等による利用のために国立国会図書館へ無償での提供申出があったテキストデータ等について、視覚障害者等用データ送信サービスを通じて利用提供を行う。 ・デジタル化の進捗にあわせて、順次NDLOCRを利用したOCR業務システムによるデジタル化資料のテキスト化を行い、出版者等による所定の除外確認手続を経て、全文テキストデータとして視覚障害者等用データ送信サービスで提供する。あわせて、全文テキストデータの利用促進に向けた取組を行う。 ・オープンソースで公開可能なOCRについて性能向上や機能拡張に関する研究開発を引き続き実施する。	
	Ⅲ.1(第9条関係)(1)アクセシブルな書籍等の充実	【図書館等におけるテキストデータ製作支援の実験の取組】 国立国会図書館の共同校正システムを用いて、日本点字図書館等の参加機関がテキストDAISY等を製作した。(アクセシブルな電子書籍製作実験プロジェクト)	令和2年度から令和7年度までの6か年で、国立国会図書館の共同校正システムを用いて、日本点字図書館等の参加機関が2,362点のテキストDAISY等を製作した。	【図書館等におけるテキストデータ製作及び提供に係る取組】 日本点字図書館と協力して、図書館等における視覚障害者等用テキストデータの製作及び提供に係る取組を進めるとともに、共同校正システムを用いたテキストデータ製作の今後の在り方を検討する。あわせて、国立国会図書館のOCR研究開発成果物の活用可能性を検証する。	

基本計画		これまでの取組	成果・達成状況	今後の取組・目標	資料番号
③	Ⅲ.2(第10条関係)インターネットを利用したサービスの提供体制の強化	【インターネットサービスの実施・周知】 ・視覚障害者等用データ送信サービスを実施し、参加館及び登録利用者数の拡大を図った。 ・障害者用資料を見つけやすく、読み上げソフト利用者等にも使いやすいユーザインターフェイスを備えた障害者用資料の統合検索サービスを新たに開発した。 ・国立国会図書館が提供するインターネットサービス、サピエ図書館等について、研修等の機会を通じて周知した。	・視覚障害者等用データ送信サービスの参加館は、令和2年度から令和7年度までの6か年で304館増加して、令和7年度末現在437館となった。また、同登録利用者数は、6か年で780名増加して、令和7年度末現在1,066名となった。 ・公共図書館、大学図書館等で障害者サービスを担当する司書・職員を対象とした障害者サービス担当職員向け講座を、毎年度実施した(日本図書館協会と共催)。同講座では、国立国会図書館が提供するインターネットサービスやサピエ図書館に関する講義を設けて、インターネットを利用したサービスの周知を図った。令和2年度から令和7年度までの6か年で、図書館員等延べ1,170名が同講座の講義に参加した。	【インターネットサービスの実施・周知】 ・関係機関・団体に対して、広報や研修等を通じて積極的に情報提供を行い、引き続き視覚障害者等用データ送信サービスへの参加促進等の取組を進める。 ・より多くの視覚障害者等が円滑に利用者登録手続を行えるよう、活字による読書が困難であることを確認する手法の多様化等を検討する。 ・視覚障害者等用データ送信サービスについて、読字に困難がある発達障害者(ディスレクシア等)や肢体不自由者など、視覚による表現の認識が困難な者が広く対象であることのさらなる周知を図る。 ・みなサーチにおいて、引き続き視覚障害者等が全国にあるアクセシブルな書籍等を統合的に検索できるようにする。また、より一層の活用を図るため、関係機関・団体等を通じて周知を行う。 ・公共図書館、大学図書館等で障害者サービスを担当する司書・職員を対象とした障害者サービス担当職員向け講座を引き続き実施する。	
④	Ⅲ.4(第12条関係)アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等	【民間電子書籍サービスの図書館における適切な基準の整理】 アクセシブルな電子書籍等を提供する民間電子書籍サービスについて、図書館における適切な基準の整理を行い、図書館への導入を支援することを目的に、以下を実施した。 ・令和2年度～3年度:「図書館におけるアクセシブルな電子書籍サービスに関する検討会」(以下、「検討会」という)を立ち上げた。各種図書館、電子図書館事業者、障害者団体を対象とした調査を実施し、「図書館におけるアクセシブルな電子書籍サービスに関する検討会 令和3年度報告書」としてとりまとめた(令和4年度に公開)。 ・令和4年度:電子図書館を視覚障害者等が利用するにあたって必要なアクセシビリティに係る要件を整理し、「電子図書館のアクセシビリティ対応ガイドライン1.0」(以下、「ガイドライン」という)を作成した(令和5年度公開)。 ・令和5～6年度:「発達障害等の児童を対象としたアクセシビリティ機能に係る調査」や電子図書館事業者に対するヒアリングを実施し、それらの結果を踏まえてガイドライン2.0を作成した(令和7年度公開)。 ・令和7年度:ガイドライン2.0について普及・広報活動を行い、とくに公立図書館等への周知にあたっては文部科学省と連携した。デジタル庁との協議の結果、「デジタル地方創生モデル仕様書(電子図書館)」にガイドラインの参照が追加された。	・電子図書館を視覚障害者等が利用するにあたって必要なアクセシビリティに係る要件を整理した「電子図書館のアクセシビリティ対応ガイドライン1.0」を作成、公表した。 ・令和7年5月に、発達障害等による読み困難を抱える人たちからのニーズが高いアクセシビリティ要件等を追加した「電子図書館のアクセシビリティ対応ガイドライン2.0」(以下、「ガイドライン2.0」という)を公開した。公開後の普及・広報活動として、検討会に参加している各団体及び国立国会図書館において、各種広報媒体に計7件寄稿し、イベント等に6件登壇した(令和7年度)。 ・デジタル庁との協議の結果「デジタル地方創生モデル仕様書(電子図書館)」のアクセシビリティに係る要件にガイドラインの参照が追加された。	【民間電子書籍サービスの図書館における適切な基準の普及促進及び改善】 ・ガイドライン2.0の利用を促すため、検討会に参加している各団体と協力し、普及・広報活動を行う。 ・ガイドライン2.0について、令和8年4月公開の経済産業省「アクセシブルなEPUB制作のためのガイドブック」を踏まえた更新について検討するほか、JIS X 8341-3の改正があった場合、それに合わせた更新を行う。 ・電子図書館のアクセシビリティ対応状況及びガイドラインの普及状況を把握するため、電子図書館事業者及び公立図書館等を対象に調査を実施する。	
⑤	Ⅲ.5(第13条関係)外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備	【マラケシュ条約に基づく視覚障害者等用データの国際交換サービスの実施】 外国で製作されたアクセシブルな電子書籍等の円滑な入手及び国内で製作されたアクセシブルな電子書籍等の外国への提供を促進した。	令和2年度から令和7年度までの6か年で、国内の図書館等から41件の依頼を受けて、外国で製作された点字データ、音声DAISY等279点を収集し、視覚障害者等用データ送信サービスを通じて提供した。また、海外の機関から2件の依頼を受けて、国内で製作された視覚障害者等用データ19点を提供した。	【マラケシュ条約に基づく視覚障害者等用データの国際交換サービスの実施】 ・視覚障害者等が外国で製作された視覚障害者等用データを円滑に入手できるように、所在の検索を容易にする等の方策について検討する。また、国内で製作された視覚障害者等用データの外国への提供を促進するため、視覚障害者等用データ送信サービスで提供するデータの書誌情報について、国際的な総合目録サービスへの登録を拡大する。 ・サービスの認知度向上を図るため、関係機関・団体と連携して普及啓発を実施する。	
⑥	Ⅲ.8(第17条関係)(1)司書、司書教諭・学校司書、職員等の資質向上	【司書等を対象とした研修の実施】 国立国会図書館が提供するインターネットサービス、サピエ図書館等について、研修等の機会を通じて周知した。	各種図書館で障害者サービスを担当する司書・職員を対象とした講座・講演を実施・提供した。 ※詳細は③を参照。	【司書等を対象とした研修の実施】 公共図書館、大学図書館等で障害者サービスを担当する司書・職員を対象とした障害者サービス担当職員向け講座を引き続き実施する。	

基本計画	これまでの取組	成果・達成状況	今後の取組・目標	資料番号
課題・補足				